

特定非営利活動法人関係事務の案内

(平成24年4月1日 相模原市条例対応版)

【法人成立後編】

相 模 原 市

この法人制度の事務は、
企画市民局市民部市民協働推進課が行っています。
〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号
相模原市役所第2別館4階
電 話 042-769-9225 (直通)
F A X 042-754-7990

この冊子の内容及び様式は、市ホームページでも提供しています。
http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei_sanka/npo/index.html

平 成 2 4 年 4 月 発 行

□書類の提出等の窓口について

- 特定非営利活動法人が行う認証及び認定の申請・各種届出等の提出については所轄庁が窓口になります。

特定非営利活動法人の所轄庁は、その主たる事務所に所在する都道府県の知事（政令指定都市のみに事務所を置く法人にあっては政令指定都市の市長）となります。

これにより、相模原市内のみに事務所を置く法人については、相模原市が所轄庁となり、相模原市に主たる事務所を置き、市外に従たる事務所を置く場合には神奈川県が所轄庁となります。

相模原市内に主たる事務所がある特定非営利活動法人の所轄庁

主たる事務所の所在地	従たる事務所の所在地	所轄庁
相模原市	相模原市内のみ	相模原市
	従たる事務所なし	
	相模原市外	神奈川県

※神奈川県内の所轄庁（神奈川県・横浜市・川崎市）情報については裏表紙内側をご覧ください。

- 法人成立後にご提出いただく書類の様式、電子申請・届出システム、提出書類の閲覧・公開等については、各所轄庁で異なります。この冊子では、相模原市への提出、届出、申請等についてご案内します。

都道府県及び他政令市への提出、届出等については、各自治体のホームページ等でご確認ください。

<略称一覧>

本事務の案内では、次の略称を使用しています。

法 … 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）

条 例 … 相模原市特定非営利活動促進法施行条例（平成24年相模原市条例第7号）

（法・条例については、平成24年4月1日現在のものを掲載しています。）

神奈川県内の所轄庁一覧

○相模原市内のみに事務所を置くNPO法人

相模原市 企画市民局 市民部 市民協働推進課

所在地：〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号 相模原市役所第2別館4階

電話：042-769-9225 / FAX：042-754-7990

ホームページアドレス：http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei_sanka/npa/index.html

○横浜市内のみに事務所を置くNPO法人

横浜市 市民局 市民協働推進部 市民活動支援課

所在地：〒231-0062 横浜市中区桜木町1-1-56 みなとみらい21 クリーンセンタービル7階

電話：045-227-7966 / FAX：045-223-2032

ホームページアドレス：<http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/tishin/ninsyou/>

○川崎市内のみに事務所を置くNPO法人

川崎市 市民・子ども局 市民生活部 市民協働推進課

所在地：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1 川崎市役所本庁舎東館2階

電話：044-200-2341 / FAX：044-200-3911

ホームページアドレス：<http://www.city.kawasaki.jp/25/25simin/home/npa/index.html>

○上記の3市（横浜市・川崎市・相模原市）以外の市町村に事務所を置くNPO法人、 3市を含めた県内の複数の市町村に事務所を置くNPO法人及び主たる事務所を県内に 置き他の都道府県にも事務所を置くNPO法人

神奈川県 県民局 県民活動部 NPO協働推進課

所在地：〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター8階

電話：045-312-1121（代表）内線2865 / FAX：045-312-1166

ホームページアドレス：<http://www.pref.kanagawa.jp/div/0223/>

○ 市民協働推進課 の 案内図

市民協働推進課は、第2別館の4階です。



特定非営利活動法人関係事務の案内【法人成立後編】

平成24年4月

相模原市 企画市民局 市民部 市民協働推進課

〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号

電話：042-769-9225 FAX：042-754-7990

目次

I	毎年作成・提出する書類	2
	・『事業報告書等』チェック表	4
	・記載例〔事業報告書、計算書類、財産目録、年間役員名簿、社員名簿〕	5
II	役員の変更等に関する手続	19
	・『役員の変更等届出書』チェック表	21
	・記載例〔役員の変更等届出書など〕	22
III	定款の変更に関する手続	25
1	概要	25
2	定款変更の認証申請に関する手続	25
	・『定款変更認証申請書』チェック表	27
	・記載例〔定款変更認証申請書など〕	28
3	定款変更の届出に関する手続	34
	・『定款変更届出書』チェック表	35
	・記載例〔定款変更届出書など〕	36
IV	電子申請・届出に関する手続	37
1	電子申請サービスの概要	37
2	手続画面	38
V	その他の手続	40
1	解散に関する手続	40
2	合併に関する手続	43
VI	罰則	45
【付録】		
●	特定非営利活動促進法	47
●	特定非営利活動促進法施行規則	70
●	相模原市特定非営利活動促進法施行条例	76

I 毎年作成・提出する書類（法第28、29条）

1 概要

特定非営利活動法人は、毎事業年度終了後3か月以内に、下記の事業報告書等(①～⑥)を作成し、これらを翌々事業年度の末日までの間、主たる事務所及び従たる事務所に備え置かなければなりません。（法第28条第1項）

また、当該法人の社員その他利害関係人から事業報告書等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、閲覧させなければなりません。（法第28条第3項）

さらに、事業報告書等については、毎事業年度終了後3か月以内に、作成・備え置くものと同じ内容のものを相模原市に提出する必要があります。（法第29条、条例第9条）

閲覧用を含め各2部提出してください。

提出された書類の過去3事業年度分については、市民に向けて閲覧に供します。また、市民は閲覧書類を謄写（コピー）することができます。（法第30条）

事業報告書等の提出を怠ると20万円以下の過料が処されます。（法第80条第5号）

さらに、3事業年度以上にわたり提出を怠ると設立の認証の取消対象になります。（法第43条第1項）

2 事業年度終了から相模原市に提出するまでの流れ

事業年度終了 ⇒ 前事業年度の事業報告書等の作成 ⇒ 監事の監査 ⇒ 総会での議決
⇒ ・事務所に備置き
・相模原市に提出（事業年度終了後3か月以内）

3 毎年作成・提出する事業報告書等

	書類名	参考様式 (ページ)	相模原市への提出部数
①	前事業年度の事業報告書	5	2部
②	前事業年度の活動計算書	6～8	2部
③	前事業年度の貸借対照表	9	2部
④	前事業年度の財産目録	13	2部
⑤	年間役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びに前事業年度における報酬の有無を記載した名簿）	17	2部
⑥	前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の名簿	18	2部

※ 事業を実施しなかった法人についても上記書類の提出が必要となります。

※ なお、上記①～⑥は、平成24年4月1日以降に開始する事業年度に係るものから必要となります。（平成24年4月1日より前に開始した事業年度に係るものについては、改正前の法に従って作成・提出する必要があります。）

また、当分の間、上記②の「活動計算書」に代えて、法改正前の「収支計算書」を作成・提出することができます。

【参考】平成24年4月1日より前に開始した事業年度に係る作成・提出する書類

- | | |
|-------------------------|----------------------------------|
| (1) 当該年度の事業報告書（2部） | ※当該年度に定款変更をした法人については、以下の書類も併せて提出 |
| (2) 当該年度の財産目録（2部） | (7) 変更後の定款（2部） |
| (3) 当該年度の貸借対照表（2部） | (8) 定款変更に係る「定款変更証明書」の写し（1部） |
| (4) 当該年度の収支計算書（2部） | (9) 定款変更に係る登記事項証明書の写し（1部） |
| (5) 役員名簿（内容は上記⑤と同じ）（2部） | |
| (6) 社員のうち10人以上の者の名簿（2部） | |

4 計算書類等(前記②～④)の参考様式について

内閣府において、特定非営利活動法人の会計について明確化を図り、もって市民・特定非営利活動法人・所轄庁の三者にとって分かりやすい会計のあり方を検討するための「特定非営利活動法人の会計の明確化に関する研究会」が開催されました。その検討結果として計算書類等の考え方や様式例・記載例、作成上のチェックポイントなどが盛り込まれた「特定非営利活動法人の会計の明確化に関する研究会報告書」が平成23年11月に公表されました。

この研究会報告書で示された基準は、あくまでも目安ですが、市民に分かりやすい会計報告をめざし、法人特有な事情を加味したものとして示されました。この基準を採用するかは法人の任意ですが、本案内の参考様式についてもこの研究会報告書から抜粋し、掲載します。

「特定非営利活動法人の会計の明確化に関する研究会報告書」は内閣府のホームページで公表されています。考え方や記載方法等の詳細はそちらをご覧ください。

[アドレス <https://www.npo-homepage.go.jp/data/report28.html>]

5 書類の提出方法

前記の事業報告書等(①～⑥)は、持参又は郵送でご提出ください。

事業報告書等が、Microsoft Word、Excel 又は PDF により作成されている場合には、電子による提出も可能です。詳しくは、下記アドレスをご覧ください。

☆ 前年度定款変更をしていない場合

[<https://shinsei.asp-e-kanagawa.lg.jp/eka-jportal/PkgNaviDetail.do?lcd=141500&pkgSeq=1894>]

☆ 前年度定款変更をした場合

[<https://shinsei.asp-e-kanagawa.lg.jp/eka-jportal/PkgNaviDetail.do?lcd=141500&pkgSeq=4019>]

6 事業報告書等の閲覧・謄写とホームページでの公開

提出された前記書類の過去3事業年度分は、市民協働推進課での閲覧及び行政資料コーナーでの謄写(コピー)の用に供します。(法第30条)

また、①～④の過去1事業年度分は、相模原市のホームページでも公開します。

[アドレス http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei_sanka/npo/ichiran/index.html]

『 事業報告書等 』 チェック表



書類	項目	チェック欄
①前事業年度の「事業報告書」		
	定款上、その他の事業がある場合、その他の事業についての記載はあるか。 (前事業年度に事業を実施していなくてもその旨の記載が必要。)	<input type="checkbox"/>
	提出用として2部用意したか。	<input type="checkbox"/>
②前事業年度の「活動計算書」		
	前事業年度の期間が記載されているか。	<input type="checkbox"/>
	定款上、その他の事業がある場合、その他の事業会計についての記載はあるか。 (前事業年度に事業を実施していなくてもその旨の記載が必要。)	<input type="checkbox"/>
	貸借対照表、財産目録との整合がとられているか。	<input type="checkbox"/>
	提出用として2部用意したか。	<input type="checkbox"/>
③前事業年度の「貸借対照表」		
	前事業年度末日現在の日付が記載されているか。	<input type="checkbox"/>
	活動計算書、財産目録との整合がとられているか。	<input type="checkbox"/>
	提出用として2部用意したか。	<input type="checkbox"/>
④前事業年度の「財産目録」		
	前事業年度末日現在の日付が記載されているか。	<input type="checkbox"/>
	貸借対照表、活動計算書との整合がとられているか。	<input type="checkbox"/>
	提出用として2部用意したか。	<input type="checkbox"/>
⑤前事業年度の「年間役員名簿」		
	前事業年度中に就任していた役員がすべて記載されているか。	<input type="checkbox"/>
	前事業年度中の就任期間が記載されているか。 (役員任期を記載するわけではないので注意。)	<input type="checkbox"/>
	報酬を受けた期間が記載されているか。 (報酬なしの場合はその旨の記載が必要。)	<input type="checkbox"/>
	提出用として2部用意したか。	<input type="checkbox"/>
⑥「前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の名簿」		
	前事業年度末日現在の日付が記載されているか。	<input type="checkbox"/>
	10人以上記載されているか。	<input type="checkbox"/>
	社員が団体の場合、団体名及び代表者の職名・氏名が記載されているか。	<input type="checkbox"/>
	電話番号など不必要な個人情報が含まれていないか。	<input type="checkbox"/>
	提出用として2部用意したか。	<input type="checkbox"/>

平成〇年度事業報告書

法人の名称 特定非営利活動法人 ○○○○

1 事業の成果

○○○○……………

前事業年度に実施した事業について、総括的に内容・成果を記載します。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

① ○○に関する事業

- ・内容 ○○○○……
- ・日時 ○月
- ・場所 ○○○○
- ・従事者人員 ○人
- ・対象者 ○○の者 ○人
- ・支出額 ○○○○円

原則として、定款に掲げた事業に沿って記載します。事業を行わなかった場合は、その旨を記載します。

② ○○に関する事業

- ・内容 ○○○○……
- ・日時 ○月
- ・場所 ○○○○
- ・従事者人員 ○人
- ・対象者 ○○の者 ○人
- ・支出額 ○○○○円

(2) その他の事業

① ○○に関する事業

- ・内容 ○○○○……
- ・日時 ○月
- ・場所 ○○○○
- ・従事者人員 ○人
- ・対象者 ○○の者 ○人
- ・支出額 ○○○○円

「その他の事業」又は「収益事業」を定款に掲げている場合は記載が必要です。事業を行わなかった場合は、その旨を記載します。

※定款に「その他の事業」を掲げ、その事業を実施している場合の活動計算書については、P8を参照してください。

活動計算書

当該事業年度の期間を記載。

××年×月×日から××年×月×日まで

法人の名称 特定非営利活動法人 ○○○○

(単位:円)

科目		金額	
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	×××		
賛助会員受取会費	×××		
.....	×××	×××	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	×××		
施設等受入評価益	×××		
.....	×××	×××	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	×××		
.....	×××	×××	
4. 事業収益			
○○事業収益		×××	
5. その他収益			
受取利息	×××		
雑収益	×××		
.....	×××	×××	
経常収益計			×××
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	×××		
法定福利費	×××		
退職給付費用	×××		
福利厚生費	×××		
.....	×××		
人件費計	×××		
(2) その他経費			
会議費	×××		
旅費交通費	×××		
施設等評価費用	×××		
減価償却費	×××		
支払利息	×××		
.....	×××		
その他経費計	×××		
事業費計		×××	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	×××		
給料手当	×××		
法定福利費	×××		
退職給付費用	×××		
福利厚生費	×××		
.....	×××		
人件費計	×××		
(2) その他経費			
会議費	×××		
旅費交通費	×××		
減価償却費	×××		
支払利息	×××		
.....	×××		
その他経費計	×××		
管理費計		×××	
経常費用計			×××
当期経常増減額			×××
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		×××	
.....		×××	
経常外収益計			×××

IV 経常外費用				
1. 過年度損益修正損			×××	
.....			×××	
経常外費用計				×××
税引前当期正味財産増減額				×××
法人税、住民税及び事業税				×××
当期正味財産増減額				×××
前期繰越正味財産額				×××
次期繰越正味財産額				×××

前事業年度活動計算書の「次期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認する。

貸借対照表の「正味財産合計」と金額が一致することを確認する。

※ 今年度はその他の事業を実施していません。

その他の事業を定款で掲げていない法人はこの脚注は不要。

(注) 重要性が高いと判断される用途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れた場合は、「一般正味財産の部」と「指定正味財産の部」に区分して表示することが望ましい。表示例は以下のとおり。

(一般正味財産増減の部)	
I 経常収益	
1. 受取寄附金	
受取寄附金振替額	×××
.....	
II 経常費用	
2. 事業費	
援助用消耗品費	×××
.....	
(指定正味財産増減の部)	
受取寄附金	○○○
.....	
一般正味財産への振替額	△ ×××

用途等の制約が解除されたことによる指定正味財産から一般正味財産への振替額。

「受取寄附金振替額」と同額をマイナス計上。

※ 計算書類の注記を作成する場合の例はP10～12を、科目例についてはP14、15を参照してください。

「特定非営利活動法人の会計の明確化に関する研究会報告書」は内閣府のホームページで公表されています。考え方や記載方法等の詳細はそちらをご覧ください。
 [アドレス <https://www.npo-homepage.go.jp/data/report28.html>]

○定款に「その他の事業」が掲げられている場合の活動計算書

当該事業年度の期間を記載。

活動計算書

××年×月×日から××年×月×日まで

法人の名称 特定非営利活動法人 ○○○○○

(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	×××		×××
.....	×××		×××
2. 受取寄附金			
受取寄附金	×××		×××
施設等受入評価益	×××		×××
.....	×××		×××
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	×××		×××
.....	×××		×××
4. 事業収益			
○○事業収益	×××		×××
△△事業収益		×××	×××
5. その他収益			
受取利息	×××		×××
雑収益	×××		×××
.....	×××		×××
経常収益計	×××	×××	×××
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	×××	×××	×××
途中省略(P6と同じ)			
減価償却費	×××		×××
支払利息	×××		×××
.....	×××		×××
その他経費計	×××		×××
管理費計	×××		×××
経常費用計	×××	×××	×××
当期経常増減額	×××	×××	×××
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	×××		×××
.....	×××		×××
経常外収益計	×××		×××
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	×××		×××
.....	×××		×××
経常外費用計	×××		×××
経理区分振替額	×××	△×××	×××
当期正味財産増減額	×××	×××	×××
前期繰越正味財産額			×××
次期繰越正味財産額			×××

施設等評価費用も併せて計上(計上は法人の任意)。

経常費用は、「事業費」と「管理費」に分ける。

人件費とその他経費に分けた上で、支出の形態別に内訳を記載。

その他の事業で得た

貸借対照表の「正味財産合計」と金額が一致することを確認する。

前事業年度活動計算書の「次期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認する。

貸借対照表を別業表示しないこととする場合には、正味財産額の内訳は表示されない。

その他の事業を実施していない場合は、「その他の事業」欄の数字をすべてゼロとする。あるいはP6、7の様式例を使い、脚注に「※今年度はその他の事業を実施していま

※ 計算書類の注記例はP10～12を、科目例についてはP14、15を参照してください。

当該事業年度の末日を記載する。

貸借対照表

××年×月×日現在

法人の名称 特定非営利活動法人 ○○○○○

(単位:円)

科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	×××		
未収金	×××		
.....	×××		
流動資産合計		×××	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
車両運搬具	×××		
什器備品	×××		
.....	×××		
有形固定資産計		×××	
(2) 無形固定資産			
ソフトウェア	×××		
.....	×××		
無形固定資産計		×××	
(3) 投資その他の資産			
敷金	×××		
○○特定資産	×××		
.....	×××		
投資その他の資産計		×××	
固定資産合計		×××	
資産合計			×××
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	×××		
前受民間助成金	×××		
.....	×××		
流動負債合計		×××	
2. 固定負債			
長期借入金	×××		
退職給付引当金	×××		
.....	×××		
固定負債合計		×××	
負債合計			×××
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		×××	
当期正味財産増減額		×××	
正味財産合計			×××
負債及び正味財産合計			×××

「負債及び正味財産合計」と金額が一致することを確認する。

前事業年度貸借対照表の「正味財産合計」と金額が一致することを確認する。

「資産合計」と金額が一致することを確認する。

活動計算書の「次期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認する。

(注) 重要性が高いと判断される用途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れた場合は、「Ⅲ 正味財産の部」を「指定正味財産」と「一般正味財産」に区分して表示することが望ましい。表示例は以下のとおり。

- I 資産の部
- 1 流動資産
-
- II 負債の部
-
- III 正味財産の部
- 1 指定正味財産
- 指定正味財産合計
- 2 一般正味財産
- 一般正味財産合計

用途等が制約された寄附金等の残高を記載。

×××

○○○

※ 計算書類の注記例はP10~12を、科目例についてはP16を参照してください。

計算書類の注記

以下に示すものは、想定される注記を例示したものです。該当事項がない場合は記載不要です。
 なお、認定特定非営利活動法人においては、「特定非営利活動法人の会計の明確化に関する研究会報告書」12ページⅢ3(1)の事項について、詳細に記載されることが望まれます。

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準(2011年11月20日 NPO法人会計基準協議会)によっています。

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

どの会計基準に基づいて作成したか記載する。

(2) 固定資産の減価償却の方法

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき当期末に発生していると認められる金額を計上しています。なお、退職給付債務は期末自己都合要支給額に基づいて計算しています。

・〇〇引当金

(4) 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理

施設の提供等の物的サービスの受入れは、活動計算書に計上しています。
 また、計上額の算定方法は、「4. 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳」に記載しています。

(5) ボランティアによる役務の提供

ボランティアによる役務の提供は、「5. 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳」として注記しています。

(6) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

消費税を購入価格や販売価格に含めて記帳する方法である「税込方式」と、消費税を支払ったり受け取ったりする都度、区分して経理する方法である「税抜方式」のどちらによっているかを記載する。

2. 会計方針の変更

事業費のみの内訳を表示することも可能。事業を区分していない法人については記載不要。

3. 事業別損益の状況

(単位:円)

科目	A事業費	B事業費	C事業費	D事業費	事業部門計	管理部門	合計
I 経常収益							
1. 受取会費						×××	×××
2. 受取寄附金	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
3. 受取助成金等	×××	×××	×××	×××	×××		×××
4. 事業収益	×××	×××	×××	×××	×××		×××
5. その他収益						×××	×××
経常収益計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
II 経常費用							
(1) 人件費							
給料手当	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
臨時雇賃金	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
人件費計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
(2) その他経費							
業務委託費	×××	×××	×××	×××	×××		×××
旅費交通費	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
その他経費計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
経常費用計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期経常増減額	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

4. 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳

(単位:円)

内容	金額	算定方法
〇〇体育館の無償利用	×××	〇〇体育館使用料金表によっています。

合理的な算定方法を記載する。
 (活動計算書に計上する場合は客観的な算定方法)

5. 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳
(単位:円)

内容	金額	算定方法
○○事業相談員 ■名×■日間	×××	単価は××地区の最低賃金によって算定しています。

合理的な算定方法を記載する。
(活動計算書に計上する場合は客観的な算定方法)

6. 用途等が制約された寄附金等の内訳

用途等が制約された寄附金等の内訳(正味財産の増減及び残高の状況)は以下の通りです。
当法人の正味財産は×××円ですが、そのうち×××円は、下記のように用途が特定されています。
したがって用途が制約されていない正味財産は×××円です。

(単位:円)

内容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
○○地震被災者 援助事業	×××	×××	×××	×××	翌期に使用予定の支援用資金
△△財団助成 ××事業	×××	×××	×××	×××	助成金の総額は××円です。活動計算書に計上した額××円及び期末残高××円との差額××円は前受助成金として貸借対照表に負債計上しています。
合計	×××	×××	×××	×××	

対象事業及び実施期間が定められ、未使用額の返還義務が規定されている助成金・補助金を前受経理をした場合、「当期増加額」には、活動計算書に計上した金額を記載する。
助成金・補助金の総額は「備考」欄に記載する。

7. 固定資産の増減内訳

(単位:円)

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
什器備品	×××	×××	×××	×××	△×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××	△×××	×××
無形固定資産						
.....	×××	×××	×××	×××	△×××	×××
投資その他の資産						
.....	×××	×××	×××	×××		×××
合計	×××	×××	×××	×××	△×××	×××

8. 借入金が増減の内訳

(単位:円)

科目	期首残高	当期借入	当期返済	期末残高
長期借入金	×××	×××	×××	×××
役員借入金	×××	×××	×××	×××
合計	×××	×××	×××	×××

9. 役員及びその近親者との取引の内容

役員及びその近親者との取引は以下の通りです。

(単位:円)

科目	計算書類に計上された金額	内役員及び近親者との取引
(活動計算書)		
受取寄附金	×××	×××
委託料	×××	×××
活動計算書計	×××	×××
(貸借対照表)		
未払金	×××	×××
役員借入金	×××	×××
貸借対照表計	×××	×××

10. その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

重要性が高いと判断される場合に記載する。

・ 現物寄附の評価方法

現物寄附を受けた固定資産の評価方法は、固定資産税評価額によっています。

重要性が高いと判断される場合に記載する。

・ 事業費と管理費の按分方法

各事業の経費及び事業費と管理費に共通する経費のうち、給料手当及び旅費交通費については従事割合に基づき按分しています。

・ 重要な後発事象

貸借対照表日後に発生した事象で、次年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼすもの
(例: 自然災害等による重大な損害の発生、重要な係争事件の発生又は解決、主要な取引先

平成××年×月×日、〇〇事業所が火災により焼失したことによる損害額は××円、保険の契約金額は××円です。

・ その他の事業に係る資産の状況

その他の事業に係る資産の残高は、土地・建物が××円、棚卸資産が××円です。
特活事業・その他の事業に共通で使用している重要な資産は土地・建物が××円です。

その他の事業に固有の資産で重要なもの及び特定非営利活動に係る事業・その他の事業に共通で使用している重要な資産の残高状況について

当該事業年度の末日を記載する。

財産目録

××年×月×日現在

法人の名称 特定非営利活動法人 ○○○○○

(単位:円)

科目	金額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金		
手元現金	×××	
××銀行普通預金	×××	
未収金		
××事業未収金	×××	
.....	×××	
流動資産合計		×××
2. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
什器備品		
パソコン1台	×××	
応接セット	×××	
.....	×××	
歴史的資料	評価せず	
.....	×××	
有形固定資産計		×××
(2) 無形固定資産		
ソフトウェア		
財務ソフト	×××	
.....	×××	
無形固定資産計		×××
(3) 投資その他の資産		
敷金	×××	
○○特定資産		
××銀行定期預金	×××	
.....	×××	
投資その他の資産計		×××
固定資産合計		×××
資産合計		×××
II 負債の部		
1. 流動負債		
未払金		
事務用品購入代	×××	
.....	×××	
預り金		
源泉所得税預り金	×××	
.....	×××	
.....	×××	
流動負債合計		×××
2. 固定負債		
長期借入金	×××	
××銀行借入金	×××	
.....	×××	
.....	×××	
固定負債合計		×××
負債合計		×××
正味財産		×××

口座番号の記載は不要。

基本的に貸借対照表上の金額と同じ金額を記載する。

金銭評価ができない資産については「評価せず」として記載できる。

活動計算書（活動予算書）の科目例

以下に示すものは、一般によく使われると思われる科目のうち、主なものを例示したものです。したがって、該当がない場合は使用する必要はありませんし、利用者の理解に支障がなければまとめても構いません。また、適宜の科目を追加することができます。

勘定科目	科目の説明
I 経常収益	
1. 受取会費 正会員受取会費 賛助会員受取会費	確実に入金されることが明らかな場合を除き、実際に入金したときに計上する。対価性が認められず明らかに贈与と認められるものや、それを含む場合があり、PSTの判定時に留意が必要。
2. 受取寄附金 受取寄附金 資産受贈益 施設等受入評価益 ボランティア受入評価益	無償又は著しく低い価格で現物資産の提供を受けた場合の時価による評価差益。受け入れた無償又は著しく低い価格で施設の提供等の物的サービスを、合理的に算定し外部資料等によって客観的に把握でき、施設等評価費用と併せて計上する方法を選択した場合に計上する。 提供を受けたボランティアからの役務の金額を、合理的に算定し外部資料等によって客観的に把握でき、ボランティア評価費用と併せて計上する方法を選択した場合に計上する。
3. 受取助成金等 受取助成金 受取補助金	補助金や助成金の交付者の区分によって受取民間助成金、受取国庫補助金等に区分することができる。
4. 事業収益 売上高 〇〇利用会員受取会費	事業の種類ごとに区分して表示することができる。 販売用棚卸資産の販売やサービス(役務)の提供などにより得た収益。 サービス利用の対価としての性格をもつ会費。
5. その他収益 受取利息 為替差益 雑収益	為替換算による差益。なお為替差損がある場合は相殺して表示する。 いずれの科目にも該当しない、又は独立の科目とするほど量的、質的に重要でない収益。この科目の金額が他と比して過大になることは望ましくない。
II 経常費用	
1. 事業費 (1) 人件費 給料手当 臨時雇賃金 ボランティア評価費用 法定福利費 退職給付費用 通勤費 福利厚生費 (2) その他経費 売上原価 業務委託費 諸謝金 印刷製本費 会議費 旅費交通費 車両費 通信運搬費 消耗品費 修繕費 水道光熱費 地代家賃 賃借料 施設等評価費用 減価償却費 保険料	ボランティアの費用相当額。ボランティア受入評価益と併せて計上する。 退職給付見込額のうち当期に発生した費用。会計基準変更時差異の処理として、定額法により費用処理する場合、一定年数(15年以内)で除した額を加算する。少額を一括して処理する場合も含まれる。 給料手当、福利厚生費に含める場合もある。 販売用棚卸資産を販売したときの原価。期首の棚卸高に当期の仕入高を加え期末の棚卸高を控除した額。 講師等に対する謝礼金。 車両運搬具に関する費用をまとめる場合。内容により他の科目に表示することもできる。 電話代や郵送物の送料等。 電気代、ガス代、水道代等。 事務所の家賃や駐車場代等。 少額資産に該当する事務機器のリース料等。不動産の使用料をここに入れることも可能。 無償でサービスの提供を受けた場合の費用相当額。施設等受入評価益と併せて計上する。

勘定科目	科目の説明
諸会費 租税公課	収益事業に対する法人税等は租税公課とは別に表示することが望ましい。なお、法人税等を別表示する際には、活動計算書の末尾に表示し、税引前当期正味財産増減額から法人税等を差し引いて当期正味財産増減額を表示することが望ましい(様式例1参照)。
研修費 支払手数料 支払助成金 支払寄附金 支払利息 為替差損 雑費	金融機関等からの借入れに係る利子・利息。 為替換算による差損。なお、為替差益がある場合は相殺して表示する。 いずれの科目にも該当しない、又は独立の科目とするほど量的、質的に重要でない費用。この科目の金額が他と比して過大になることは望ましくない。
2. 管理費 (1) 人件費 役員報酬 給料手当 法定福利費 退職給付費用	退職給付見込額のうち当期に発生した費用。会計基準変更時差異の処理として、定額法により費用処理する場合、一定年数(15年以内)で除した額を加算する。少額を一括して処理する場合も含まれる。 給料手当、福利厚生費に含める場合もある。
通勤費 福利厚生費 (2) その他経費 印刷製本費 会議費 旅費交通費 車両費 通信運搬費 消耗品費 修繕費 水道光熱費 地代家賃 賃借料	車両運搬具に関する費用をまとめる場合。内容により他の科目に表示することもできる。 電話代や郵送物の送料等。 電気代、ガス代、水道代等。 事務所の家賃や駐車場代等。 少額資産に該当する事務機器のリース料等。不動産の使用料をここに入れることも可能。
減価償却費 保険料 諸会費 租税公課	収益事業に対する法人税等は租税公課とは別に表示することが望ましい。なお、法人税等を別表示する際には、活動計算書の末尾に表示し、税引前当期正味財産増減額から法人税等を差し引いて当期正味財産増減額を表示することが望ましい(様式例1参照)。
支払手数料 支払利息 雑費	金融機関等からの借入れに係る利子・利息。 いずれの科目にも該当しない、又は独立の科目とするほど量的、質的に重要でない費用。この科目の金額が他と比して過大になることは望ましくない。
III 経常外収益 固定資産売却益 過年度損益修正益	過年度に関わる項目を当期に一括して修正処理をした場合。
IV 経常外費用 固定資産除・売却損 災害損失 過年度損益修正損	過年度に関わる項目を当期に一括して修正処理をした場合。会計基準を変更する前事業年度以前に減価償却を行っていない資産を一括して修正処理する場合などに用いる。減価償却費だけの場合は、「過年度減価償却費」の科目を使うこともできる。
V 経理区分振替額 経理区分振替額	その他の事業がある場合の事業間振替額。

(注) 重要性が高いと判断される用途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れた場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示し、当該寄附金等を後者に計上することが望ましい。当該寄附金(補助金・助成金)の用途等が解除された場合等には、「一般正味財産増減の部」に「受取寄附金(補助金・助成金)振替額」を、「指定正味財産増減の部」に「一般正味財産への振替額(△)」を勘定科目として記載する(表示例はP6、7の様式例参照)。

貸借対照表の科目例

以下に示すものは、一般によく使われると思われる科目のうち、主なものを例示したものです。したがって、該当がない場合は使用する必要はありませんし、利用者の理解に支障がなければまとめても構いません。また、適宜の科目を追加することができます。

勘定科目	科目の説明
I 資産の部	
1. 流動資産	
現金預金	
未収金	商品の販売によるものも含む。
棚卸資産	商品、貯蔵品等として表示することもできる。
短期貸付金	返済期限が事業年度末から1年以内の貸付金。
前払金	
仮払金	
立替金	
〇〇特定資産	目的が特定されている資産で流動資産に属するもの。目的を明示する。
貸倒引当金(△)	
2. 固定資産	
(1) 有形固定資産	土地、建物等実体があり、長期にわたり事業用を使用する目的で保有する資産。
建物	建物付属設備を含む。
構築物	
車両運搬具	
什器備品	
土地	
建設仮勘定	工事の前払金や手付金等、建設中又は制作中の固定資産。
(2) 無形固定資産	具体的な存在形態を持たないが、事業活動において長期間にわたり利用される資産。
ソフトウェア	購入あるいは制作したソフトの原価。
(3) 投資その他の資産	余裕資金の運用のための長期的外部投資や、貸付金等長期債権から構成される資産。
投資有価証券	長期に保有する有価証券。
敷金	返還されない部分は含まない。
差入保証金	返還されない部分は含まない。
長期貸付金	返済期限が事業年度末から1年を超える貸付金。
長期前払費用	
〇〇特定資産	目的が特定されている資産で固定資産に属するもの。目的を明示する。
II 負債の部	
1. 流動負債	
短期借入金	返済期限が事業年度末から1年以内の借入金。
未払金	商品の仕入れによるものも含む。
前受金	
仮受金	
預り金	
2. 固定負債	
長期借入金	返済期限が事業年度末から1年を超える借入金。
退職給付引当金	退職給付見込額の期末残高。
III 正味財産の部	
1. 正味財産	
前期繰越正味財産	
当期正味財産増減額	

場

合は、「III 正味財産の部」を「指定正味財産」と「一般正味財産」とに区分してそれぞれを勘定科目として表示し、当該寄附金等を前者に計上することが望ましい(表示例はP9の様式例参照)。

設立申請時と記載内容が一部異なるので
注意してください。

年 間 役 員 名 簿

前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所
並びに前事業年度における報酬の有無を記載した名簿

特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人 ○○○○
--------------	----------------

役名	氏名	住所又は居所	前事業年度中の 就任期間	報酬を受けた 期間	備考
理事	○○○○	○○県○○市○○区 ○丁目○番○号	○年○月○日～ ○年○月○日	○年○月○日～ ○年○月○日	理事長
理事	○○○○	○○県○○市○○町 ○番地	○年○月○日～ ○年○月○日	なし	副理事長
理事	○○○○	○○県○○市○○区 ○丁目○番地	○年○月○日～ ○年○月○日	なし	
監事	○○○○	○○県○○市○○区 ○丁目○番○号	○年○月○日～ ○年○月○日	なし	

役名は法上「理事」「監事」の2種しかありません。ここに入るのは「理事」か「監事」のどちらかです。

住民票と同一の文字・表記方法で記載（高→高、○番→○番地など）

前事業年度中の就任期間。
（例：3月決算法人の場合、4/1～3/31となります。）
* 役員の任期ではありませんのでご注意ください。

理事長などの役職名は備考欄に記載します。

・前事業年度に在職した役員の名簿なので、任期満了などに伴い、年度途中で辞めた役員も含めて記載してください。（※参照）
 ・労働の対価については役員報酬とは考えません。“役員手当（役務の対価ではない）”に相当するものを、役員報酬と考えてください。

（※）例えば、事業年度が4月1日から翌年3月31日の場合で、理事の甲野太郎が9月30日で辞任し、10月1日から理事の乙川花子が就任した場合は、それぞれの任期にかかわらず次のような記載となります。

理事	甲野太郎	○○県○○市○○区 ○丁目○番○号	平成23年4月1日～ 平成23年9月30日	なし	
理事	乙川花子	○○県○○市○○区 ○丁目○番地	平成23年10月1日～ 平成24年3月31日	なし	

記載例

前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の名簿

平成〇年〇月〇日現在

特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人 〇〇〇〇〇
--------------	-----------------

氏名	住所又は居所
〇〇 〇〇〇	〇〇県〇〇市〇〇区〇丁目〇番〇号
〇〇 〇〇〇	〇〇県〇〇市〇〇区〇丁目〇番〇号
〇〇 〇〇〇	〇〇県〇〇市〇〇区〇丁目〇番〇号
〇〇 〇〇〇	〇〇県〇〇市〇〇区〇丁目〇番〇号
〇〇 〇〇〇	〇〇県〇〇市〇〇区〇丁目〇番〇号
〇〇 〇〇〇	〇〇県〇〇市〇〇区〇丁目〇番〇号
〇〇 〇〇〇	〇〇県〇〇市〇〇区〇丁目〇番〇号
〇〇 〇〇〇	〇〇県〇〇市〇〇区〇丁目〇番〇号
〇〇 〇〇〇	〇〇県〇〇市〇〇区〇丁目〇番〇号
〇〇 〇〇〇	〇〇県〇〇市〇〇区〇丁目〇番〇号
株式会社 〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇〇	〇〇県〇〇市〇〇区〇丁目〇番〇号

社員が団体の場合、その名称及び代表者の職名・氏名を記載してください。

団体の所在地

・社員とは、いわゆる“会社員(従業員)”のことではなく、当該法人の構成員で、総会において表決権をもつ会員のことです。
 ・社員全員を記載する必要はなく、10人以上であれば何人でも可。
 ・閲覧の対象となる書類なので、電話番号などの不必要な個人情報が記載されたものを提出しないよう十分気をつけてください。(氏名、住所又は居所以外の記載の必要はありません。)

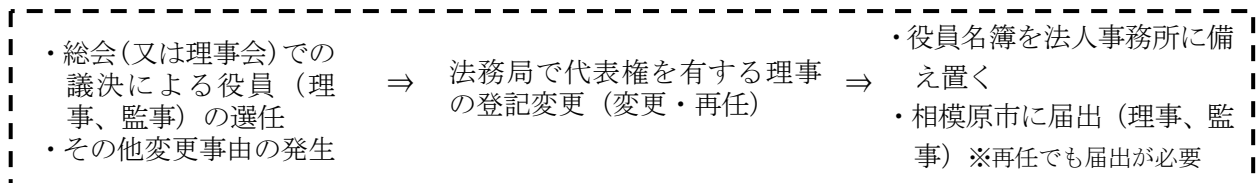
II 役員の変更等に関する手続（法第23条）

1 概要

法人の役員に変更等があった場合、相模原市への速やかな届出が必要です。役員の変更等とは、再任・新任・辞任・任期満了・住所（又は居所）の異動・氏名の変更・解任・死亡などをさします。

また、代表権を有する理事は登記事項のため、再任を含め変更時には法務局での登記の変更（就任日（再任日）等から2週間以内）も必要になります。

2 手続の流れ



3 提出書類

ア 役員について変更等（再任を含む）があった場合

	様式及び添付書類	記載例	提出部数
①	役員の変更等届出書（第6号様式）	22 ページ	1部
②	変更後の役員名簿	23 ページ	2部

※ 変更後の役員名簿は、閲覧用を含め各2部提出してください。

イ 新たに就任した役員がいる場合

③	誓約及び就任承諾書の謄本	24 ページ	各1部
④	各役員の住所又は居所を証する書面（次のいずれかを提出） ※届出日から6か月以内に作成されたものに限りです。		各1部
	(1) 住民票の写し（コピーではなく、市区町村の長が交付した書面） 住民基本台帳ネットワークシステムでの確認を希望される方は省略できます。 ただし、住民基本台帳ネットワークシステムに参加していない市町村に居住されている方は、除きます。 (2) (1)以外で外国人登録法の適用を受ける役員については、外国人登録原票の登録内容を証明する市町村（東京都の特別区の場合は、区）の長が発行する書面 ※平成24年7月9日に外国人登録法が廃止されることにより提出する書類が変わります。 詳しくは、所轄庁（相模原市）にお問い合わせください。 (3) (1)、(2)以外の役員は、権限を有する官公署が発行した当該役員の住所又は居所が記載された書面（外国語で作成されている場合は、翻訳人を明らかにした翻訳文を添付する）		

4 役員の任期について

ア 設立当初の役員の任期

□ 設立当初の役員の任期については、各法人の定款末尾の「附則」で確認してください。

イ 第2期以降の役員の選任

□ 任期満了前に開催する総会（又は理事会）において、次期役員の選任を行う必要があります。

- 法人の定款「附則」役員の任期が「平成24年6月30日」までと記載されていた場合、選任が6月30日以前に行われていても任期翌日の平成24年7月1日から第2期目の任期がはじまります。

ウ 任期途中の役員の就任

- 「補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする」と定款にある場合、その役員は就任した日にかかわらず、他の役員と同じ時期に任期満了を迎えることとなります。

5 「誓約及び就任承諾書」を作成する場合の留意事項

- 新任の役員全員の誓約及び就任承諾書の謄本（原本の写し）を提出してください。
- 「特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと」とは、以下の規定を指します。役員就任予定者は以下の規定に該当しないことを誓約し、書類を作成してください。

特定非営利活動促進法第20条

次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 破産者で復権を得ないもの
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 四 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第32条の2第7項の規定を除く。第47条第1号ハにおいて同じ。)に違反したことにより、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 五 暴力団の構成員等
(暴力団の構成員、暴力団の構成団体の構成員、前記の構成員でなくなった日から5年を経過しない者)
- 六 第43条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者

- 「同法第21条の規定」とは、以下の役員に関する親族規定となります。役員就任予定者は、以下の規定に違反しないことを誓約し、書類を作成してください。

特定非営利活動促進法第21条

役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることにはならない。

(考え方)

役員総数が5人以下のときは、配偶者若しくは3親等以内の親族（以下、親族等といいま

す。）は入れません。
また、役員総数が6人以上のときは、ある役員からみて、1人だけは親族等が入ることができます。

6 書類の提出方法

役員の変更等届出書等（①～④）は、持参又は郵送でご提出ください。

なお、一部例外を除き、電子による届出も可能です。（37 ページ参照）詳しくは、下記アドレスをご覧ください。

[<https://shinsei.asp-e-kanagawa.lg.jp/eka-jportal/PkgNaviDetail.do?lcd=141500&pkgSeq=9951>]

7 変更後の役員名簿の閲覧・謄写

提出された変更後の役員名簿は、市民協働推進課での閲覧及び行政資料コーナーでの謄写（コピー）の用に供します。（法第30条）

『役員の変更等届出書』チェック表



書類	項目	チェック欄
① 「役員変更等届出書」 (第6号様式)		
	提出年月日が記載されているか。	<input type="checkbox"/>
	法人印が押印されているか。	<input type="checkbox"/>
	変更年月日が記載されているか。	<input type="checkbox"/>
	氏名及び住所又は居所が住民票のとおり記載されているか。	<input type="checkbox"/>
	定数割れ又は定数超過していないか。	<input type="checkbox"/>
	理事長を変更した場合においては、新理事長名で届けられているか。	<input type="checkbox"/>
② 変更後の「役員名簿」		
	変更後の役員全員の氏名及び住所又は居所が記載されているか。	<input type="checkbox"/>
	役員全員の報酬の有無が記載されているか。	<input type="checkbox"/>
	氏名及び住所又は居所が住民票のとおり記載されているか。	<input type="checkbox"/>
	提出用として2部用意したか。	<input type="checkbox"/>
③ 「誓約及び就任承諾書」		
	就任承諾の日は、届出書の変更年月日と整合がとれているか。	<input type="checkbox"/>
	氏名及び住所又は居所が住民票のとおり記載されているか。	<input type="checkbox"/>
	新たに就任した者全員分あるか。	<input type="checkbox"/>
④ 「住所又は居所を証する書面」		
	有効期限 (6か月) 内であるか。	<input type="checkbox"/>
	住民票の写しに市町村長印が押印されているか。(複数枚つづりの場合注意)	<input type="checkbox"/>
	外国語で作成されている場合、翻訳人を明らかにした翻訳文を添付しているか。	<input type="checkbox"/>

捨印
(法人印)

第6号様式(第7条第1項関係)

施行規則で定まった様式です。
相模原市以外の様式では受理できません。

役員の変更等届出書

平成 24 年 7 月 1 日

相模原市長 あて

登記上の所在地の記載通り

主たる事務所の所在地

神奈川県相模原市〇〇区△△1丁目2番3号

法人の名称 特定非営利活動法人〇〇〇〇

代表者の氏名 理事長 〇 〇 〇 〇 ㊟

電話番号 ×××-□□□-△△△△

ファクシミリ番号 ×××-□□□-△△△△

法人印

平成24年6月30日に任期満了を迎える例

次のとおり役員の変更等がありましたので、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第23条第1項の規定により、届け出ます。

変更年月日	変更事項	役名	氏名	住所又は居所
平成23年4月23日	辞任	理事	〇 〇 〇 〇	相模原市〇区△△4丁目5番43号
平成23年5月 1日	住所の異動	理事	〇 〇 〇 〇	東京都町田市〇〇246番地8
平成24年6月30日	任期満了	監事	〇 〇 〇 〇	横浜市〇区△△二丁目1番21号
平成24年7月 1日	再任	理事	〇 〇 〇 〇	藤沢市〇〇 1000番地の4
...
...
平成24年7月 1日	新任	監事	〇 〇 〇 〇	川崎市〇〇区◇◇1丁目234番地
...

理事又は監事のどちらかが入ります。

住民票の記載通り

《 記入にあたっての留意事項 》

- ① 再任や任期満了に当たっての変更年月日は、それぞれの法人における任期満了日を定款の附則でご確認ください。
 - ② 変更事項の欄； 新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所(又は居所)の異動などを記載
 - ③ 役名の欄には、理事、監事の別を記載してください。
【誤り例】 理事長 副理事長 幹事 ⇒ ×
 - ④ 氏名及び住所又は居所の欄には、住民票等と同一の文字・表記方法で記載してください。
なお、印字できない漢字は、手書きで結構です。
【住所の例】 一丁目2番3号 ⇒ 〇 1-2-3 ⇒ ×
 - ⑤ 役員が新たに就任した場合は、以下の書類を添付してください。
 - ◇ 誓約及び就任承諾書の謄本(原本の写し)【24ページ参照】
 - ◇ 住所又は居所を証する書面(住民票の写し等)
 - ※ 理事だった人が辞任して、監事に就任した場合も、新任ですので、添付が必要です。
 - ※ 任期満了と同時に再任された役員の方は必要ありません。
- 【注】①本籍等、交付窓口で省略可能なものは省略してください。
②住民基本台帳ネットワークシステムでの確認を希望される方は、住民票の写しの添付を省略できます。

役 員 名 簿

特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人 ○○○○
--------------	----------------

④理事長などの
役職名は備考欄
に記載します。

役 名	氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無	備 考
理 事	②氏名、住所等は住民票記載どおりに、マンション名なども略さずにそのまま記載してください。 ※「高橋」⇔「 高 橋」 「川崎」⇔「川 崎 」 「恵」⇔「 恵 」 など ※「○丁目△番◇号」⇔「○丁目△番地◇」 「○○番△号」⇔「○○番地の△」など		あり	理事長
理 事			なし	副理事長
理 事			なし	
監 事			なし	
↑			↑	
①役名は法上「理事」「監事」の2種しかありません。ここに入るのは「理事」か「監事」のどちらかです。		③役員報酬の有無について記載してください。なお、労働の対価については役員報酬とは考えません。“役員手当（役務の対価ではない）”に相当するものを、役員報酬と考えてください。		

◇役員のうち報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1以下であることが必要です。（法第2条第2項第1号ロ）

誓約及び就任承諾書

法人の名称 特定非営利活動法人 ○○○○

代表者 様

このように、法人成立後の文面で作成してください。
 設立申請時は次の文面になっています。
 「…設立認証があったときは、同法人の …」

私は、特定非営利活動促進法第 20 条各号に該当しないこと及び同法第 21 条の規定に違反しないことを誓約

するとともに、同法人の ○ ○ に就任することを承諾します。

年 月 日

理事 若しくは 監事 が入ります。
 副理事長 などとはしません。

住所・氏名とも住民票
 の記載どおりに記載し
 てください。
 なお、署名（直筆）
 の場合は、押印は不要
 です。

総会で選任された日から就任日までの間の
 日付が入ります。

住所又は居所

(ふりがな)
 氏 名

印

(生年月日 年 月 日)

市へは、コピー(謄本)を提出してください。原本は法人で保管。

(役員の不格事由)

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 破産者で復権を得ないもの
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 四 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十二条の二第七項の規定を除く。第四十七条第一号ハにおいて同じ。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 五 暴力団の構成員等
- 六 第四十三条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者

(役員の子族等の排除)

第二十一条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の数分の三を超えて含まれることにはならない。

Ⅲ 定款の変更に関する手続（法第25条、26条）

1 概要

定款を変更するときは、定款に定められた変更方法により総会での議決を経る必要があります。その後、変更事項によって所轄庁の認証又は届出が必要です。

定款の変更によって、登記事項（名称、目的、事業、事務所の所在地など）に変更が生じた場合は、変更が生じた日から2週間以内に法務局において変更の登記手続を行う必要があります。

2 定款変更の認証申請に関する手続

[1] 所轄庁の認証が必要となる変更事項

変更事項が以下のいずれかのときは、所轄庁の認証が必要となります。

- | |
|------------------------------------------|
| (1) 目的 |
| (2) 名称 |
| (3) 特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類 |
| (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。） |
| (5) 社員の資格の得喪に関する事項 |
| (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。） |
| (7) 会議に関する事項 |
| (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項 |
| (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。） |
| (10) 定款の変更に関する事項 |

[2] 手続の流れ

（相模原市で事前相談）⇒ 法人の総会での議決 ⇒ 相模原市に申請 ⇒ 縦覧期間2か月
⇒ 相模原市で判定（縦覧終了後2か月以内）⇒ 相模原市から認証通知書の交付（認証の場合）
⇒ 法務局で登記変更（登記事項の変更を含む場合：名称、目的、活動の種類、事業など）
⇒ 定款及び認証通知書の写し（登記事項の変更を含む場合は、登記事項証明書の写しも）
を法人事務所に備え置く
・登記事項証明書及びその写し（各1部）を相模原市に提出（登記事項の変更を含む場合）

[3] 提出書類

ア 共通

	様式及び添付書類	記載例	提出部数
①	定款変更認証申請書（第7号様式）	28 ページ	1部
②	定款変更を議決した社員総会の議事録の謄本	29 ページ	1部
③	変更後の定款（原本証明不要）	30 ページ	2部

イ 特定非営利活動の種類又は事業の変更を含む場合

変更事項が「特定非営利活動の種類」、「特定非営利活動に係る事業」又は「その他の事業」の変更を含む場合は、次の書類が必要となります。

④	定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書	31 ページ	2部
⑤	定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書	32 ページ	2部

ウ 所轄庁の変更を伴う場合

相模原市以外に事務所を移転・新設する場合、所轄庁が変更になります。この場合、上記の書類の他に、さらに次の書類が必要です。なお、提出書類は、移転先の所轄庁が定める書式で申請してください。

⑥	役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿)	2部
⑦	法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面	1部
⑧	前事業年度の事業報告書	1部
⑨	前事業年度の活動計算書	1部
⑩	前事業年度の貸借対照表	1部
⑪	前事業年度の財産目録	1部
⑫	前事業年度の年間役員名簿	1部
⑬	前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の名簿	1部

※ 所轄庁変更の場合の手続の流れ

現所轄庁(相模原市)に申請 ⇒ 相模原市から移転先に送付 ⇒ 移転先新所轄庁での判定 ⇒ 新所轄庁から認証通知書の交付(認証の場合) ⇒ 法務局で登記変更(登記事項の変更を含む場合)

※ 上記⑧～⑬が作成される前は、事業計画書、活動予算書、成立時(合併時)の財産目録を提出してください。

※ 認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営活動法人が所轄庁の変更を伴う定款の変更の申請をする場合には、上記の他、認定(仮認定)に関する書類を提出する必要があります。詳細については、相模原市までお問い合わせください。

[4] 書類の提出方法

上記の申請書等(①～⑬)は、持参又は郵送でご提出ください。

なお、認証申請については、事前相談も実施しています。

所轄庁変更を伴わない場合には、電子による申請も可能です。詳しくは、下記アドレスをご覧ください。

[<https://shinsei.asp-e-kanagawa.lg.jp/eka-jportal/PkgNaviDetail.do?lcd=141500&pkgSeq=1898>]

[5] 申請書類の縦覧とホームページでの公開

申請された縦覧書類は、市民協働推進課及び以下の相模原市ホームページで公開します。

[http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei_sanka/np0/017502.html]

[6] 認証後の提出書類(登記事項の変更を含む場合)

定款の変更事項に登記事項の変更を含む場合には、認証の決定後2週間以内に、法務局において変更の登記を行う必要があります。変更の登記をした後は、遅滞なく、次の書類を提出してください。

⑭	定款の変更に係る登記をしたことを証する登記事項証明書	1部
⑮	定款の変更に係る登記をしたことを証する登記事項証明書の写し	1部

[7] 認証後の定款等の閲覧・謄写

定款変更の認証後、変更後の定款及び提出された⑮は、市民協働推進課で閲覧及び行政資料コーナーでの謄写(コピー)の用に供します。(法第30条)

『定款変更認証申請書』チェック表



書類	項目	チェック欄
①「定款変更認証申請書」(第7号様式)		
	法人印が押印されているか。	<input type="checkbox"/>
	変更部分に下線が引かれているか。また、変更部分にもれはないか。	<input type="checkbox"/>
	定款変更の届出に関する事項は含まれていないか。	<input type="checkbox"/>
	追加される附則は記載されているか。	<input type="checkbox"/>
	変更の理由が、変更事項すべてについて記載されているか。	<input type="checkbox"/>
②「社員総会の議事録の謄本」		
	社員総数(10名以上)が明記され、かつ、総会開催の定足数を満たしているか。	<input type="checkbox"/>
	定款に基づく議決数を満たしていることが明記してあるか。	<input type="checkbox"/>
	定款に基づき議長及び議事録署名人の署名又は記名押印があるか。	<input type="checkbox"/>
	みなし総会により決議した場合、必要な事項が記載されているか。	<input type="checkbox"/>
③変更後の「定款」		
	申請書の変更内容と整合がとれているか。	<input type="checkbox"/>
	追加される附則は記載されているか。	<input type="checkbox"/>
	提出用として2部用意したか。	<input type="checkbox"/>
④その他添付書類(事業又は特定非営利活動の種類の変更を含む場合)		
	定款の事業と整合がとれているか。	<input type="checkbox"/>
	事業計画書と活動予算書の整合がとれているか。	<input type="checkbox"/>
	事業計画書及び活動予算書が2事業年度分添付されているか。	<input type="checkbox"/>
	提出用として2部用意したか。	<input type="checkbox"/>
⑤所轄庁変更の場合		
	必要な書類が移転先の所轄庁が定める様式で作成されているか。	<input type="checkbox"/>
上記②③④以外に必要な添付書類	役員名簿が2部添付されているか。	<input type="checkbox"/>
	確認書が添付されているか。	<input type="checkbox"/>
	直近の事業報告書等が添付されているか。	<input type="checkbox"/>

記載例

第7号様式(第8条第1項関係)



施行規則で定まった様式です。相模原市以外の様式では受理できません。

定款変更認証申請書

平成 24 年 月 日

日付は空欄で

相模原市長 あて

主たる事務所の所在地
神奈川県相模原市〇〇区△△1丁目2番3号
法人の名称 特定非営利活動法人〇〇〇〇
代表者の氏名 理事長 〇 〇 〇 〇 (印)
電話番号 ×××-□□□-△△△△
ファクシ番号 ×××-□□□-△△△△

法人印

次のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の認証を受けたいので、申請します。

Table with 2 columns: 新 (New) and 旧 (Old). Rows include '変更の内容' (Change Content) and '変更の理由' (Reason for Change). The 'New' column contains updated articles and dates, while the 'Old' column contains the previous version. A callout box points to the date field in the 'New' column, stating '日付は空欄で' (Date is blank).

<留意事項>

- ① 「変更の内容」が複数の条文にわたり、枠内に収まらない場合は、「変更の内容」欄内に「別紙のとおり」とだけ記入し、別葉に新旧対照表を作成してご提出ください。
② 施行日は(変更となる日)は、認証日となるため、申請時点では附則に日付を入れずにご提出ください。(30ページ <定款変更に伴う附則の追加例>参照)
③ 「変更の理由」は、複数の条文にわたる場合には、それぞれの理由を簡潔に明記してください。ただ単に、「運営上必要が生じたため」とするのは、理由としては不十分です。
④ 上記の例では、事業が変更となりますので、事業計画書及び活動予算書を2事業年度分ご提出いただくこととなります。
⑤ 申請日から1か月以内であれば、申請書や添付書類について、軽微な不備(内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとして市長が認めたもの)の補正をすることができます。(法第10条第3項、条例第4条)。補正の方法については、相模原市までお問い合わせください。

特定非営利活動法人〇〇〇〇 臨時(通常)総会議事録

1 日時 〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時から 〇〇時まで

2 場所

3 社員総数 〇〇名

定款変更認証申請に当たっては、社員総数が10名以上いることを確かめてください。10名未満では、法上の認証要件を満たさないとします。

4 出席者の数 〇〇名(うち書面表決者〇名、電磁的方法表決者〇名、表決委任者〇名)

実際の出席者数+書面表決者数+電磁的方法表決者数+表決委任者数

5 議事録署名人 〇〇〇〇、〇〇〇〇

表決方法等は定款の「表決権等」の規定を確認してください。各方法で表決した者又は表決委任者がいた場合に記載します。

6 議題

(1) 第1号議案 定款の変更について

(2) 第2号議案 ……について

7 議事の経過の概要及び議決の結果

(1) 第1号議案 定款の変更について

定款第〇条の変更を諮ったところ、満場異議なく承認された。

定款の特定非営利活動の種類及び事業・その他の事業に係る条項を変更する場合、申請時に必要な2事業年度の事業計画書及び活動予算書についても議決する必要があります。(理事会議決事項の場合不要)

定款上の要件を満たしていることが分かるように明記してください。通常は、出席した社員の4分の3以上の議決を必要とします。
【わかりにくい表現の例】
・拍手をもって承認された。
・賛成多数で承認された。
(↑この表現では、定款の要件を満たしているとは限らないため)

(2) 第2号議案 ……について

なお、定款変更認証申請に必要な手続は、理事長_____に一任することとした。

注意!

年 月 日

みなし総会(法第14条の9第1項)により決議した場合の議事録については、以下の事項を記載してください。(条例第5条)
(1) 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
(3) 社員総会の決議があったものとみなされた日
(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

議長
議事録署名人
議事録署名人

「署名、押印」か、「記名、押印」か、定款の議事録作成の規定を確認してください。

特定非営利活動法人〇〇〇〇 定款

第 1 章 総 則

～ 略 ～

第 1 0 章 雑 則

(細則)

第 5 5 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	○	○	○	○
副理事長	○	○	○	○
理事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
監事	○	○	○	○

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 1 6 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 1 8 年 6 月 3 0 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 4 5 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 4 8 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 1 8 年 3 月 3 1 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金 ○〇〇円
 - (2) 年会費 ○〇〇円

附 則

この定款は、平成 年 月 日から施行する。

注意!

【設立当初の附則は変更不可】

法人成立後に、総会(又は理事会)の議決により、

- ・役員の変更
- ・会費等の変更

があつた場合でも、設立当初の附則は一切書き替えてはいけません。

※ 定款本文の変更があつた場合にのみ、下のよ
うな附則がその都度追加されます。

【定款変更の認証申請時】

所轄庁に申請する段階では、日付は空欄にしてお
きます。
なお、この一文のみの場合、通し番号は不要です。

【定款変更の認証通知書が到達した場合】

所轄庁が認証した場合、認証となった日付
を記入します。

附 則

この定款は、平成 2 4 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 2 4 年 6 月 1 1 日から施行する。

【定款変更の届出を提出した場合】

総会の議決をもって効力が生じますので、定款変更の
施行日(変更となった日)を附則に明記します。
事務所の移転については、登記に記載された日と同じか
確認してください。

〇 〇 年 度 事 業 計 画 書
 法人の名称 **特定非営利活動法人** 〇〇〇〇〇

1 事業活動方針
 〇〇〇〇、

定款上の「目的」ではなく、その年度どのような方針で事業を行っていくかを記載してください。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款第5条に記載された事業名を記載

① 〇〇に関する事業

ア 〇〇〇〇〇事業

- ・内 容 〇〇〇〇
- ・日 時 〇月
- ・場 所 〇〇〇〇
- ・従事者人員 〇人
- ・受益対象者 〇〇の者 〇人
- ・支出見込額 〇〇〇〇円

イ 〇〇〇〇事業

- ・内 容
- ・日 時
- ・場 所
- ・従事者人員
- ・受益対象者
- ・支出見込額

② 〇〇に関する事業

ア 〇〇〇〇〇事業

- ・内 容
- ・日 時
- ・場 所
- ・従事者人員
- ・受益対象者
- ・支出見込額

【各事業について6項目を記載】

内容	一般の方が読んでおおよそ概要が分かるように記載
日時	通年の場合は通年、期間を区切る場合は概ねその時期を記載
場所	特定されている場合はその場所、その他は実施するおおよその地域を記載（(例) 〇〇海岸、〇〇市内 等）
従事者人員	従事する実人員、又は延べ人数を記載
受益対象者	受益対象者の範囲と、できればその概数を記載 ↳ 特定非営利活動に係る事業については、定款上の目的に掲げる受益対象者の範囲と同じであること。
支出見込額	事業の支出額の合計を記載 なお、 <u>各事業の支出見込額の合計額と活動予算書の事業費合計額とが同額となること。</u>

(2) その他の事業

定款第5条で「その他の事業」又は「収益事業」を掲げている場合に記載

① 〇〇に関する事業

ア 〇〇〇〇〇事業

- ・内 容
- ・日 時
- ・場 所
- ・従事者人員
- ・受益対象者
- ・支出見込額

の者
 人
 人
 円

※当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の2事業年度分の事業計画書が必要です。

※当該定款の変更の日の属する事業年度の事業計画書は、当該年度の期首からのものを作成してください。

※定款に「その他の事業」を掲げ、その事業を実施している場合の活動予算書については、P33を参照してください。

活動予算書

××年×月×日から××年×月×日まで

当該事業年度の期間を記載。

法人の名称 特定非営利活動法人 ○○○○○

(単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	×××	
賛助会員受取会費	×××	
.....	×××	×××
2. 受取寄附金		
受取寄附金	×××	
施設等受入評価益	×××	
.....	×××	×××
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	×××	
.....	×××	×××
4. 事業収益		
○○事業収益		×××
5. その他収益		
受取利息	×××	
雑収益	×××	
.....	×××	×××
経常収益計		×××
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	×××	
法定福利費	×××	
退職給付費用	×××	
福利厚生費	×××	
.....	×××	
人件費計	×××	
(2) その他経費		
会議費	×××	
旅費交通費	×××	
施設等評価費用	×××	
減価償却費	×××	
支払利息	×××	
.....	×××	
その他経費計	×××	
事業費計		×××
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	×××	
給料手当	×××	
法定福利費	×××	
退職給付費用	×××	
福利厚生費	×××	
.....	×××	
人件費計	×××	
(2) その他経費		
会議費	×××	
旅費交通費	×××	
減価償却費	×××	
支払利息	×××	
.....	×××	
その他経費計	×××	
管理費計		×××
経常費用計		×××
当期経常増減額		×××
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益		×××
.....		×××
経常外収益計		×××
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損		×××
.....		×××

経常外費用計		×××
当期正味財産増減額		×××
前期繰越正味財産額	前事業年度活動計算書の「次期繰越正味財産」	×××
次期繰越正味財産額		×××

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。その他の事業を定款で掲げていない法人はこの脚注は不要。その他の事業を行う場合は下記を参照。

(注) 重要性が高いと判断される用途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産の部」と「指定正味財産の部」に区分して表示することが望ましい(表示例は様式例1参照)。

※ 計算書類の注記を作成する場合の例はP10~12を、科目例についてはP14、15を参照してください。

「特定非営利活動法人の会計の明確化に関する研究会報告書」から抜粋

○定款に「その他の事業」が掲げられている場合の活動予算書

活動予算書

××年×月×日から××年×月×日まで

当該事業年度の期間を記載。

法人の名称 特定非営利活動法人 ○○○○

(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	×××		×××
.....	×××		×××
2. 受取寄附金			
受取寄附金	×××		×××
施設等受入評価益	×××		×××
.....	×××		×××
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	×××		×××
.....	×××		×××
4. 事業収益			
○○事業収益	×××		×××
△△事業収益		×××	×××
5. その他収益			
受取利息	×××		×××
雑収益	×××		×××
.....	×××		×××
経常収益計	×××	×××	×××
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	×××	×××	×××
途中省略			
減価償却費	×××		×××
支払利息	×××		×××
.....	×××		×××
その他経費計	×××		×××
管理費計	×××		×××
経常費用計	×××	×××	×××
当期経常増減額	×××	×××	×××
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	×××		×××
.....	×××		×××
経常外収益計	×××		×××
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	×××		×××
.....	×××		×××
経常外費用計	×××		×××
経理区分振替額	×××	△×××	×××
当期正味財産増減額	×××	×××	×××
前期繰越正味財産額			×××
次期繰越正味財産額			×××

前事業年度活動計算書の「次期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認する。

3 定款変更の届出に関する手続

[1] 所轄庁への届出が必要となる変更事項

変更事項が以下のいずれかのときは、総会での議決により定款の変更をすることができます。変更した後は、所轄庁への届出が必要となります。

- | |
|----------------------------------------------|
| (1) 相模原市内における主たる事務所及びその他の事務所の移転・新設 |
| (2) 役員の定数に係るもの |
| (3) 資産に関する事項 |
| (4) 会計に関する事項 |
| (5) 事業年度 |
| (6) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものを除く。） |
| (7) 公告の方法 |
| (8) 法第11条第1項各号に規定がない事項（合併に関する事項、事務局に関する事項など） |

[2] 手続の流れ

法人の総会での議決⇒ 法務局で登記変更（登記事項の変更を含む場合：事務所の変更など）
⇒ ・定款（登記事項の変更を含む場合は、登記事項証明書の写しも）を法人事務所に備え置く
・相模原市に届出（登記事項の変更を含む場合は、登記事項証明書及びその写し（各1部）も相模原市に提出）

[3] 提出書類

ア 共通

	様式及び添付書類	記載例	提出部数
①	定款変更届出書（第10号様式）	36 ページ	1部
②	定款変更を議決した社員総会の議事録の謄本	29 ページ	1部
③	変更後の定款（原本証明不要）	30 ページ	2部

イ 登記事項の変更を含む場合

変更事項が、「相模原市内における主たる事務所及びその他の事務所の移転・新設」である場合は、次の書類が必要となります。

④	定款の変更に係る登記をしたことを証する登記事項証明書	1部
⑤	定款の変更に係る登記をしたことを証する登記事項証明書の写し	1部

[4] 書類の提出方法

上記の届出書等（①～⑤）は、持参又は郵送でご提出ください。

登記事項の変更を含む場合には、①～③は登記前に、④、⑤は登記後に、それぞれ分けて提出することもできます。

①～③は、電子による届出も可能です。（ただし、登記事項の変更を含む場合には、別途④、⑤を持参又は郵送でご提出ください。）

電子による届出について、詳しくは、下記アドレスをご覧ください。

[<https://shinsei.asp-e-kanagawa.lg.jp/eka-jportal/PkgNaviDetail.do?lcd=141500&pkgSeq=1897>]

[5] 変更後の定款等の閲覧とホームページでの公開

提出された上記③、⑤については、市民協働推進課での閲覧及び行政資料コーナーでの謄写（コピー）の用に供します。（法第30条）

③は、以下の相模原市のホームページでも公開します。

[http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei_sanka/npo/ichiran/index.html]

『定款変更届出書』チェック表



書類	項目	チェック欄
①「定款変更届出書」(第10号様式)		
	提出年月日が記載されているか。	<input type="checkbox"/>
	法人印が押印されているか。	<input type="checkbox"/>
	変更部分に下線が引かれているか。	<input type="checkbox"/>
	定款変更の申請に関する事項が含まれていないか。	<input type="checkbox"/>
	変更年月日が記載されているか。(附則に記載されているか。)	<input type="checkbox"/>
	変更の理由が記載されているか。	<input type="checkbox"/>
②「社員総会の議事録の謄本」		
	社員総数(10名以上)が明記され、かつ、総会開催の定足数を満たしているか。	<input type="checkbox"/>
	定款に基づく議決数を満たしていることが明記してあるか。	<input type="checkbox"/>
	定款に基づき議長及び議事録署名人の署名又は記名押印があるか。	<input type="checkbox"/>
	みなし総会により決議した場合、必要な事項が記載されているか。	<input type="checkbox"/>
③変更後の「定款」		
	変更内容が反映されているか。	<input type="checkbox"/>
	追加される附則は記載されているか。	<input type="checkbox"/>
	提出用として2部用意したか。	<input type="checkbox"/>
④その他提出書類(所轄庁変更を伴わない事務所の所在地を変更した場合等)		
	提出用として変更内容が反映された登記事項証明書及びその写しを用意したか。	<input type="checkbox"/>

第10号様式(第10条第1項関係)

捨印
(法人印)

施行規則で定まった様式です。
相模原市以外の様式では受理
できません。

定款変更届出書

平成 24 年 7 月 1 日

相模原市長 あて

事務所の所在地が変わった場合は、
新しい所在地を記載してください。

主たる事務所の所在地

神奈川県相模原市〇〇区△△1丁目2番3号

法人の名称 特定非営利活動法人〇〇〇〇

代表者の氏名 理事長 〇 〇 〇 〇 (印)

電話番号 ×××-□□□-△△△△

ファクシミリ番号 ×××-□□□-△△△△

法人印

次のとおり定款を変更しましたので、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第6項の規定により、届け出ます。

	新	旧
変更の内容	<p>特定非営利活動法人〇〇〇〇定款</p> <p>略 (事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県相模原市〇〇区△△1丁目2番3号に置く。</p> <p>以下略 附則 <u>この定款は、平成24年6月11日から施行する。</u></p>	<p>特定非営利活動法人〇〇〇〇定款</p> <p>略 (事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県相模原市〇〇区〇〇町〇〇丁目〇番〇号に置く。</p> <p>以下略</p>
変更の理由	<p>事務所の移転に伴う主たる事務所の所在地の変更</p>	

変更部分に下線を引いてください。

総会で議決された日とするのが一般的です。総会で事務所を移す日を議決した場合はその移す日になります。登記に記載された日と同じか確認してください。

<留意事項>

- ① 「変更の内容」の欄には、変更後と変更前の条文等の対照表を記載し、併せて、変更部分に下線を引いて新旧の違いが明らかになるよう記載してください。
- ② 変更した年月日は、附則に記載してください。(30ページ<定款変更に伴う附則の追加例>参照) 附則は、新たに追加し、**設立当初の附則は変更せずに残してください。**
- ③ 施行日(変更となった日)は、総会で議決された日とするのが一般的です。
- ④ 上記の例では、登記事項(事務所の所在地)に変更が生じますので、変更の登記が必要です。

<注意>

※ 定款上、「主たる事務所を神奈川県相模原市に置く。」とあり、市内で事務所変更をされた場合、定款の変更には当たりませんので、本届出書は必要ありませんが、相模原市へは変更があった旨を必ずお知らせください。

様式は決まっていませんので、所在地を住居表示のとおり(1丁目2番3号など)明記した書面等でご連絡ください。なお、この場合も法務局での変更の登記は必要です。

IV 電子申請・届出に関する手続

1 電子申請サービスの概要

(1) 電子申請サービスが利用できるもの

以下の4種類の申請・届出手続きを電子申請サービスにより実施することができます。ただし、利用にあたってそれぞれに条件がありますのでご注意ください。

手 続 名	条 件
1 事業報告書等の提出 (→P2) 次の電子ファイルを添付して届出 ①事業報告書 ②活動計算書 ③貸借対照表 ④財産目録 ⑤年間役員名簿 ⑥前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の名簿	■電子ファイルが、Microsoft Word Excel 又はPDFにより作成されていること
2 役員の変更等届出 (→P19) 次の電子ファイルを添付して届出 ①変更後の役員名簿 新任の役員がいる場合には、次の書類を添付して提出 ②誓約及び就任承諾書の写し (PDF形式)	■添付ファイルが、Microsoft Word Excel 又はPDFにより作成されていること ■新任役員に下記の者が含まれないこと ①住民基本台帳ネットワークシステム利用を希望しない方 ②住民基本台帳ネットワークシステムに参加していない市町村に居住されている方 ③外国在住の方 ④外国籍の方
3 定款変更認証申請 (→P25) 次の電子ファイルを添付して届出 ①定款の新旧対照表(第7号様式の表の部分のみ) ②定款変更を議決した社員総会の議事録(PDF形式) ③変更後の定款 特定非営利活動の種類又は事業の変更を含む場合は、必要により下記の電子ファイルを添付して提出。 ④事業計画書(2事業年度分) ⑤活動予算書(2事業年度分)	■添付ファイルが、Microsoft Word Excel 又はPDFにより作成されていること ■所轄庁変更(市外に所在地を変更又は追加)を伴わないこと
4 定款変更届出 (→P34) ①定款の新旧対照表(第10号様式の表の部分のみ) ②定款変更を議決した社員総会の議事録(PDF形式) ③変更後の定款	■添付ファイルが、Microsoft Word Excel 又はPDFにより作成されていること

(2) 利用者情報の登録

初めて電子申請サービスを利用する際には、利用者情報の登録(新規利用者登録)が必要です(無料)。
必ず、法人で登録を行い、設定される利用者IDとパスワードを法人で管理してください。

申請・届出メニュー > 申請・届出をする > 手続検索 - Microsoft Internet Explorer

アドレス: https://shinsei.aspre.kanagawa.lg.jp/eka-jportal/PkeNav/List.do

【相模原市】申請・届出メニュー > 申請・届出をする > 手続検索

読み上げ・文字拡大・色変更

利用規約 ヘルプ メニュー

検索条件

- ▼分野: NPO法人
- ▼キーワード/条件:
- 電子申請可能
- 利用者登録不要
- 電子証明書不要
- 代理申請・連署可能
- ▼表示順序/件数: 手続名順, 50音順/日付順, 10件

検索

▼分野選択

- ◆指定無し
- ▼イベント・セミナー等申込み
 - イベント・セミナー等申込み
 - ◆ 職員採用
- 安全・安心
 - ◆ 安全・安心
- ▼保健所
 - ◆ 保健所
- ▼特定給食施設等
 - ◆ 特定給食施設等
- ▼健康診断等
 - ◆ 健康診断等

5件中 1 件目から 5 件目を表示中

手続一覧

No	手続名	受付開始日時	受付終了日時	手続情報
1	特定非営利活動法人の事業報告書等の提出(前年度定款変更をした場合)	2010年04月01日 00時00分		
2	特定非営利活動法人の事業報告書等の提出(前年度定款変更をしていない場合)	2010年04月01日		
3	特定非営利活動法人の定款変更の届出	2010年04月01日 00時00分		
4	特定非営利活動法人の定款変更の認証申請(所轄庁変更を伴わない場合)	2010年04月01日 00時00分		
5	特定非営利活動法人の役員の変更等の届出	2010年04月01日 00時00分		

③

: 電子申請受付中です。
: 申請様式のダウンロードが可能です。
: 利用者IDが必要です。
: 電子証明書が必要です。
: PCでのみ利用できます。
: PCと携帯電話のどちらでも利用できます。
: 携帯電話でのみ利用できます。
: 代理申請・連署が可能です。
: クリックすると案内・注意事項を表示します。


スタート | 02 成立後編 | NPO規則 | 申請・届出メニュー > | Microsoft Office | 1806

V その他の手続

1 解散に関する手続

[1] 解散事由

解散事由 (法第31条第1項)	第1号 社員総会の決議 (※1) 第2号 定款で定めた解散事由の発生 第3号 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能 (※2) 第4号 社員の欠亡 第5号 合併 第6号 破産手続開始の決定 第7号 法第43条の規定による設立の認証の取消し
----------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



(※1) 特定非営利活動法人は、総社員の4分の3以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。(法第31条の2)

(※2) 解散事由が、「目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能」の場合、解散の認定申請手続が必要になります。当該手続の詳細については、相模原市までお問い合わせください。

[2] 解散の主な事務手続 (法第31条第1項第1号、第2号、第4号、第6号による解散の場合)

(1) 手続の流れ

解散 ⇒ 法務局で解散の登記 (決議から2週間以内) ⇒ 相模原市へ解散の届出

(2) 解散した場合の相模原市への提出書類

	提出書類	提出部数
①	解散届出書 (第13号様式)	1部
②	解散及び清算人を登記したことを証する登記事項証明書	1部

[3] 解散後清算終了までの主な事務手続

(1) 手続の流れ

公告 (解散後、遅滞なく、官報等への掲載が必要) (※3) ⇒ 残余財産の確定・処分
 ⇒ 法務局で清算終了の登記 (清算終了から2週間以内) ⇒ 相模原市へ清算終了の届出

(※3) 清算人は、法人が解散した後、遅滞なく、公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、2か月を下ることができない。公告は、官報に掲載してする。(法第31条の10)

(2) 清算が終了した場合の相模原市への提出書類

	提出書類	提出部数
①	清算終了届出書 (第17号様式)	1部
②	清算終了を登記したことを証する登記事項証明書	1部

(注) 解散にかかる清算中に、新たに清算人が就任した場合は、清算人の就任の届出が必要です。

第13号様式(第16条第1項関係)

施行規則で定まった様式です。
相模原市以外の様式では受理
できません。

解散届出書

年 月 日

相模原市長 あて

主たる事務所の所在地
神奈川県相模原市〇〇区△△1丁目2番3号
法人の名称 特定非営利活動法人〇〇〇〇
清算人 住所又は居所

神奈川県相模原市〇〇区△△4丁目5番6
氏名 〇 〇 〇 〇 ⑨
電話番号 ×××-□□□-△△△△
ファクシ番号 ×××-□□□-△△△

清算人の印として登記したものを押印してください。
清算結了届出書も同じです。

いずれかに○をつける。

特定非営利活動促進法第31条第1項第(①、2、4、6)号に掲げる事由により特定非営利活動法人を解散しましたので、同条第4条の規定により届け出ます。

解散の理由	総会の決議による。
残余財産の 処分方法	残余財産ない場合 ⇒ 残余財産なし。 残余財産がある場合⇒ 総会の決議により、〇〇法人 〇〇〇〇に帰属させることとした。

備考

- 1 (1、2、4、6)については、該当するものを○で囲んでください。
- 2 解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付してください。

記載例

第17号様式(第19条関係)

施行規則で定まった様式です。
相模原市以外の様式では受理
できません。

清算終了届出書

年 月 日

相模原市長 あて

主たる事務所の所在地

神奈川県相模原市〇〇区△△1丁目2番3号

法人の名称 特定非営利活動法人〇〇〇〇

清算人 住所又は居所

神奈川県相模原市〇〇区△△4丁目5番6

氏名 〇 〇 〇 〇 ⑩

電話番号 ×××-□□□-△△△△

ファクシミリ番号 ×××-□□□-△△△△

解散に係る清算が終了しましたので、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第3
2条の3の規定により、届け出ます。

備考 清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付してください。

2 合併に関する手続

特定非営利活動法人は、他の特定非営利活動法人と合併することができます。法人の社員総会の議決を経た後、相模原市の認証を受けなければ、合併することができません。

[1] 手続の流れ

(相模原市で事前相談) ⇒ 法人の総会での議決 ⇒ 相模原市に申請 ⇒ 縦覧期間2か月
⇒ 相模原市で判定(縦覧後2か月以内) ⇒ 相模原市から認証通知書の交付

合併手続 (法第34条)	第34条 特定非営利活動法人が合併するには、社員総会の議決を経なければならない。 2 前項の議決は、社員総数の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。 3 合併は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。 4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、第一項の議決をした社員総会の議事録の謄本を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。 5 第十条及び第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。
------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

* 各法人の定款の合併についての記載も確認してください。

[2] 提出書類

	提出部数
① 合併認証申請書(第18号様式)	1部
② 合併の議決をした社員総会の議事録の謄本	1部
③ 定款	2部
④ 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿)	2部
⑤ 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本	各1部
⑥ 各役員の住所又は居所を証する書面	各1部
⑦ 社員のうち10人以上の者の名簿	1部
⑧ 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面	1部
⑨ 合併趣旨書	2部
⑩ 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書	2部
⑪ 合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書	2部

②から⑪の書類の作成方法については、別冊「特定非営利活動法人関係事務の案内」の「設立」を「合併」に読みかえてご参照ください。

※ 認定(仮認定)特定非営利活動法人の合併については、別途手続が必要となります(認定特定非営利活動法人同士の合併を除く。)。詳細については、相模原市までお問い合わせください。

[3] 認証後の手続の流れ

・法人の合併認証通知書の交付

認証後2週間以内に実施し、2か月以上の実施期間が必要です。

○合併する各法人で貸借対照表及び財産目録を作成し、それぞれの事務所に備え置く
 ○合併に異議を述べることを、法人で公告し、かつ、債権者に催告する
 手続終了後2週間以内に法務局で登記をすることで合併法人が成立します。

・登記が済んだら相模原市の窓口で合併登記完了の届出をしてください。

[4] 申請書類の縦覧とホームページでの公開

申請された縦覧書類(2部提出していただいたもの。ただし、役員名簿は除く。)は、市民協働推進課及び以下の相模原市ホームページで公開します。

[http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei_sanka/npo/017502.html]

第18号様式(第20条第1項関係)

施行規則で定まった様式です。
相模原市以外の様式では受理できません。

合併認証申請書

年 月 日

相模原市長 あて

(甲) 主たる事務所の所在地
神奈川県相模原市中央区△△1丁目2番3号

法人の名称 特定非営利活動法人 ○○○○

代表者の氏名 ○○ ○○

電話番号 ×××-□□□-△△△△

ファクシ番号 ×××-□□□-△△△△

印

法人印

(乙) 主たる事務所の所在地

神奈川県相模原市緑区△△3丁目2番3号

法人の名称 特定非営利活動法人 △△△△

代表者の氏名 △△ △△

電話番号 ×××-□□□-△△△△

ファクシ番号 ×××-□□□-△△△△

印

法人印

次のとおり合併することについて、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第34条第3項の認証を受けたいので、申請します。

合併後存続する又は合併によって設立する特定非営利活動法人の名称	存続又は設立の別	合併後存続 合併によって設立
	法人の名称	特定非営利活動法人 △△△△
代表者の氏名	△△ △△	
主たる事務所の所在地	神奈川県相模原市緑区△△3丁目2番3号	
定款に記載された目的	定款第3条を記載	

この記載例は「合併後存続」の例なので、ここには合併後存続する法人の名称を記載します。

備考

- 合併後存続する又は合併によって設立する特定非営利活動法人の存続又は設立の別の欄については、該当するものを○で囲んでください。
- 主たる事務所の所在地は、町名及び番地まで記載してください。
- 次の書類を添付してください。
 - 合併の議決をした社員総会の議事録の謄本
 - 定款(2部)
 - 役員名簿(2部)
 - 各役員が特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
 - 各役員の住所又は居所を証する書面(相模原市特定非営利活動促進法施行条例第13条第2項において準用する第2条第5項の規定の適用を受ける場合は、同条例第2条第2項第1号に掲げる住民票の写しの添付を要しないものとします。)
 - 社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面
 - 特定非営利活動促進法第2条第2項第3号及び同法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
 - 合併趣旨書(2部)
 - 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書(2部)
 - 合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書(2部)

VI 罰則

特定非営利活動促進法では、違反行為に対し罰則規定が定められています。

以下に列記しているのは、特定非営利活動法人（認定・仮認定特定非営利活動法人を除く。）に係る違反行為です。

1 50万円以下の罰金^{#1}に処せられる者 <法第78条・第79条>

- 正当な理由がなく、改善命令^{#2}に違反して当該命令に係る措置を採らなかった者（法第42条違反）
- 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が改善命令に違反をしたときは、その行為者及びその法人又は人（法第42条違反）

2 20万円以下の過料^{#1}に処せられる場合 <法第80条>

- 次のいずれかに該当する場合、法人の理事、監事又は清算人には20万円以下の過料に処せられることがあります。
 - (1) 組合等登記令に違反して、登記することを怠ったとき（法第7条第1項違反）
 - (2) 法人成立時（合併時）に作成する財産目録を法人の主たる事務所及び従たる事務所に備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法第14条及び法第39条第2項違反）
 - (3) 役員の変更等があったとき、所轄庁に届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき（法第23条第1項違反）
 - (4) 定款の変更（所轄庁の認証を受けなければならない事項に係るものを除く。）をしたとき、所轄庁に届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき（法第25条第6項）
 - (5) 毎事業年度初めの3か月以内に作成する前事業年度の事業報告書、計算書類（活動計算書及び貸借対照表）、財産目録、年間役員名簿及び前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面（以下、「事業報告書等」という。）を翌々事業年度の末日までの間、法人の主たる事務所及び従たる事務所に備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法第28条第1項違反）
 - (6) 役員名簿並びに定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写し。）を法人の主たる事務所及び従たる事務所に備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法第28条第2項違反）
 - (7) 定款の変更に係る登記をしたとき、所轄庁に提出しなければならない当該登記事項証明書の提出を怠ったとき（法第25条第7項違反）
 - (8) 毎事業年度1回、所轄庁に提出しなければならない事業報告書等の提出を怠ったとき（法第29条違反）
 - (9) 法人がその債務を完済することができなくなったにもかかわらず、理事が、直ちに裁判所に破産手続開始の申立てをしなかったとき（法第31条の3第2項違反）
 - (10) 清算中に法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったにもかかわらず、清算人が、直ちに裁判所に破産手続開始の申立てをしなかったとき（法第31条の12第1項違反）
 - (11) 清算人が債権者に対し、2か月以上の定めた期間内に債権の申出をすべきことの催告について、解散した後、遅滞なく、公告をせず、又は不正の公告をしたとき（法第31条の10第1項違反）
 - (12) 清算人が裁判所に破産手続開始の申立てをしたことの公告をせず、又は不正の公告をしたとき（法第31条の12第1項違反）
 - (13) 合併の認証があったとき、通知のあった日から2週間以内に、合併する各法人で作成し主たる事務所及び従たる事務所に備え置かなければならない貸借対照表及び財産目録を作成せず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。（法第35条第1項違反）
 - (14) 合併の認証があったとき、通知のあった日から2週間以内に、債権者に対し合併に異議があれば2か月以上の定めた期間内に述べるべきことを公告せず、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなかったとき（法第35条第2項違反）

(15) 合併について債権者が異議を述べたとき、法人が弁済せず、若しくは相当の担保を供さず、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなかったとき（法第36条第2項違反）

(16) 法第41条第1項の規定^{※3}による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（法第41条第1項違反）

2 10万円以下の過料に処せられる場合 <法第81条>

- 名称に「特定非営利活動法人」又はこれに紛らわしい文字を用いた特定非営利活動法人以外の者（法第4条違反）

注1 罰金と過料

罰金とは刑罰の一種で、行為者から強制的に金銭を取り立てるものです。刑法第15条に1万円以上と定められています。

過料とは制裁にあたる金銭罰で刑罰ではありません。法令上の義務違反、又は行政上の義務の履行を強制する手段として課せられるものです。

刑罰の一つに科料(千円以上1万円未満)がありますが、過料と同じく「かりょう」と発音するため過料を「あやまちりょう」、科料を「とがりょう」と呼んで区別することがあります。

注2 改善命令（法第42条）

所轄庁は、法人が次に該当すると認めるとき、当該法人に対し、期限を定めてその改善のため、法人に対して必要な措置を採ることを命ずることができます。

*法第2条第2項に掲げる特定非営利活動法人の要件（※1）を欠く、法第12条第1項第3号に掲げる団体（※2）に該当する、法人の社員が10人を欠く、これらに至ったと認めるとき

*法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反したとき

*法人運営が著しく適正を欠くとき

注3 法第41条第1項の規定

法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、所轄庁は法人に対し次のことができます。

*法人の業務若しくは財産の状況に関し報告をさせること

*法人の事務所やその他の施設に立ち入り、法人の業務、財産の状況・帳簿・書類その他の物件を検査すること

（※1）法第2条第2項に掲げる特定非営利活動法人の要件【法抜粋】

一 次のいずれにも該当する団体であつて、営利を目的としないものであること。

イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。

ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。

二 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

ハ 特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

（※2）法第12条第1項第3号に掲げる団体【法抜粋】

一 暴力団

二 暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者の統制の下にある団体

○ 特定非営利活動促進法（平成24年4月1日施行 改正版）

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であつて公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もつて公益の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であつて、不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

2 この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であつて、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

一 次のいずれにも該当する団体であつて、営利を目的としないものであること。

イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。

ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。

二 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者にならうとする者を含む。以下同じ。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

3 この法律において「認定特定非営利活動法人」とは、第44条第1項の認定を受けた特定非営利活動法人をいう。

4 この法律において「仮認定特定非営利活動法人」とは、第58条第1項の仮認定を受けた特定非営利活動法人をいう。

第2章 特定非営利活動法人

第1節 通則

(原則)

第3条 特定非営利活動法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行つてはならない。

2 特定非営利活動法人は、これを特定の政党のために利用してはならない。

(名称の使用制限)

第4条 特定非営利活動法人以外の者は、その名称中に、「特定非営利活動法人」又はこれに紛らわしい文字を用いてはならない。

(その他の事業)

第5条 特定非営利活動法人は、その行う特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、当該特定非営利活動に係る事業以外の事業（以下「その他の事業」という。）を行うことができる。この場合において、利益を生じたときは、これを当該特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない。

2 その他の事業に関する会計は、当該特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

(住所)

第6条 特定非営利活動法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(登記)

第7条 特定非営利活動法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第8条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第78条の規定は、特定非営利活

動法人について準用する。

(所轄庁)

第9条 特定非営利活動法人の所轄庁は、その主たる事務所が所在する都道府県の知事(その事務所が一の指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあっては、当該指定都市の長)とする。

第2節 設立

(設立の認証)

第10条 特定非営利活動法人を設立しようとする者は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出して、設立の認証を受けなければならない。

一 定款

二 役員に係る次に掲げる書類

イ 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。以下同じ。)

ロ 各役員が第20条各号に該当しないこと及び第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本

ハ 各役員の住所又は居所を証する書面として都道府県又は指定都市の条例で定めるもの

三 社員のうち十人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面

四 第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面

五 設立趣旨書

六 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本

七 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書

八 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書(その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。以下同じ。)

2 所轄庁は、前項の認証の申請があった場合には、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を公告するとともに、同項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類を、申請書を受理した日から二月間、その指定した場所において公衆の縦覧に供しなければならない。

一 申請のあった年月日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

3 第一項の規定により提出された申請書又は当該申請書に添付された同項各号に掲げる書類に不備があるときは、当該申請をした者は、当該不備が都道府県又は指定都市の条例で定める軽微なものである場合に限り、これを補正することができる。ただし、所轄庁が当該申請書を受理した日から一月を経過したときは、この限りでない。

(定款)

第11条 特定非営利活動法人の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

四 主たる事務所及びその他の事務所の所在地

五 社員の資格の得喪に関する事項

六 役員に関する事項

七 会議に関する事項

八 資産に関する事項

九 会計に関する事項

十 事業年度

十一 その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項

十二 解散に関する事項

十三 定款の変更に関する事項

十四 公告の方法

2 設立当初の役員は、定款で定めなければならない。

3 第1項第12号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、特定非営利活動法人その他次に掲げる者のうちから選定されるようにしなければならない。

- 一 国又は地方公共団体
- 二 公益社団法人又は公益財団法人
- 三 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人
- 四 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
- 五 更生保護事業法（平成7年法律第86号）第2条第6項に規定する更生保護法人
(認証の基準等)

第12条 所轄庁は、第10条第1項の認証の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その設立を認証しなければならない。

- 一 設立の手續並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること。
- 二 当該申請に係る特定非営利活動法人が第2条第2項に規定する団体に該当するものであること。
- 三 当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第47条第6号において同じ。）
 - ロ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体
- 四 当該申請に係る特定非営利活動法人が十人以上の社員を有するものであること。

2 前項の規定による認証又は不認証の決定は、正当な理由がない限り、第10条第2項の期間を経過した日から二月（都道府県又は指定都市の条例でこれより短い期間を定めたときは、当該期間）以内に行わなければならない。

3 所轄庁は、第一項の規定により認証の決定をしたときはその旨を、同項の規定により不認証の決定をしたときはその旨及びその理由を、当該申請をした者に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。

(意見聴取等)

第12条の2 第43条の2及び第43条の3の規定は、第10条第1項の認証の申請があった場合について準用する。
(成立の時期等)

第13条 特定非営利活動法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

2 特定非営利活動法人は、前項の登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書及び次条の財産目録を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

3 設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から六月を経過しても第一項の登記をしないときは、所轄庁は、設立の認証を取り消すことができる。

(財産目録の作成及び備置き)

第14条 特定非営利活動法人は、成立の時に財産目録を作成し、常にこれをその事務所に備え置かなければならない。

第3節 管理

(通常社員総会)

第14条の2 理事は、少なくとも毎年一回、通常社員総会を開かなければならない。

(臨時社員総会)

第14条の3 理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。

2 総社員の五分の一以上から社員総会の目的である事項を示して請求があったときは、理事は、臨時社員総会を招集しなければならない。ただし、総社員の五分の一の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができる。

(社員総会の招集)

第14条の4 社員総会の招集の通知は、その社員総会の日より少なくとも五日前に、その社員総会の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従ってしなければならない。

(社員総会の権限)

第14条の5 特定非営利活動法人の業務は、定款で理事その他の役員に委任したものを除き、すべて社員総会の決議によって行う。

(社員総会の決議事項)

第14条の6 社員総会においては、第14条の4の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(社員の表決権)

第14条の7 各社員の表決権は、平等とする。

2 社員総会に出席しない社員は、書面で、又は代理人によって表決をすることができる。

3 社員は、定款で定めるところにより、前項の規定に基づく書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものをいう。）により表決をすることができる。

4 前3項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

（表決権のない場合）

第14条の8 特定非営利活動法人と特定の社員との関係について議決をする場合には、その社員は、表決権を有しない。

（社員総会の決議の省略）

第14条の9 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。）により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 前項の規定により社員総会の目的である事項の全てについての提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該社員総会が終結したものとみなす。

（役員の数）

第15条 特定非営利活動法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。

（理事の代表権）

第16条 理事は、すべて特定非営利活動法人の業務について、特定非営利活動法人を代表する。ただし、定款をもって、その代表権を制限することができる。

（業務の執行）

第17条 特定非営利活動法人の業務は、定款に特別の定めのないときは、理事の過半数をもって決する。

（理事の代理行為の委任）

第17条の2 理事は、定款又は社員総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

（仮理事）

第17条の3 理事が欠けた場合において、業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。

（利益相反行為）

第17条の4 特定非営利活動法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代表権を有しない。この場合においては、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

（監事の職務）

第18条 監事は、次に掲げる職務を行う。

一 理事の業務執行の状況を監査すること。

二 特定非営利活動法人の財産の状況を監査すること。

三 前2号の規定による監査の結果、特定非営利活動法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会又は所轄庁に報告すること。

四 前号の報告をするために必要がある場合には、社員総会を招集すること。

五 理事の業務執行の状況又は特定非営利活動法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

（監事の兼職禁止）

第19条 監事は、理事又は特定非営利活動法人の職員を兼ねてはならない。

（役員の不格事由）

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 破産者で復権を得ないもの

三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

四 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の2第7項の規定を除く。第47条第1号ハにおいて同じ。）に違反したことにより、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、

第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

五 暴力団の構成員等

六 第43条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者

（役員の子族等の排除）

第21条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の数分の三を超えて含まれることになってはならない。

（役員の子員補充）

第22条 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（役員の変更等の届出）

第23条 特定非営利活動法人は、その役員の名又は住所若しくは居所に変更があったときは、遅滞なく、変更後の役員名簿を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

2 特定非営利活動法人は、役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）において前項の届出をするときは、当該役員に係る第10条第1項第2号ロ及びハに掲げる書類を所轄庁に提出しなければならない。

（役員の子期）

第24条 役員の子期は、二年以内において定款で定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、定款で役員を社員総会で選任することとしている特定非営利活動法人にあっては、定款により、後任の役員が選任されていない場合に限り、同項の規定により定款で定められた子期の末日後最初の社員総会が終結するまでその子期を延長することができる。

（定款の変更）

第25条 定款の変更は、定款で定めるところにより、社員総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決は、社員総数の二分の一以上が出席し、その出席者の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

3 定款の変更（第11条第1項第1号から第3号まで、第4号（所轄庁の変更を伴うものに限る。）、第5号、第6号（役員の子数に係るものを除く。）、第7号、第11号、第12号（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）又は第13号に掲げる事項に係る変更を含むものに限る。）は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。

4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。この場合において、当該定款の変更が第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときは、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を併せて添付しなければならない。

5 第10条第2項及び第3項並びに第12条の規定は、第3項の認証について準用する。

6 特定非営利活動法人は、定款の変更（第3項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係るものを除く。）をしたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

7 特定非営利活動法人は、定款の変更に係る登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書所轄庁に提出しなければならない。

第26条 所轄庁の変更を伴う定款の変更に係る前条第4項の申請書は、変更前の所轄庁を経由して変更後の所轄庁に提出するものとする。

2 前項の場合においては、前条第4項の添付書類のほか、第10条第1項第2号イ及び第4号に掲げる書類並びに直近の第28条第1項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び第14条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第34条第5項において準用する第10条第1項第7号の事業計画書、第34条第5項において準用する第10条第1項第8号の活動予算書及び第35条第1項の財産目録）を申請書に添付しなければならない。

3 第1項の場合において、当該定款の変更を認証したときは、所轄庁は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、変更前の所轄庁から事務の引継ぎを受けなければならない。

(会計の原則)

第27条 特定非営利活動法人の会計は、この法律に定めるもののほか、次に掲げる原則に従って、行わなければならない。

- 一 削除
- 二 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- 三 計算書類（活動計算書及び貸借対照表をいう。次条第一項において同じ。）及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
- 四 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(事業報告書等の備置き等及び閲覧)

第28条 特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。）並びに前事業年度の末日における社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（以下「事業報告書等」という。）を作成し、これらを、翌々事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

2 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、役員名簿並びに定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写しをいう。以下同じ。）を、その事務所に備え置かなければならない。

3 特定非営利活動法人は、その社員その他利害関係人から次に掲げる書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない。

- 一 事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び第14条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第34条第5項において準用する第10条第1項第7号の事業計画書、第34条第5項において準用する第10条第1項第8号の活動予算書及び第35条第1項の財産目録、第30条及び第45条第1項第5号イにおいて同じ。）

- 二 役員名簿
- 三 定款等

(事業報告書等の提出)

第29条 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

(事業報告書等の公開)

第30条 所轄庁は、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等（過去三年間に提出を受けたものに限る。）、役員名簿又は定款等について閲覧又は謄写の請求があったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

第4節 解散及び合併

(解散事由)

第31条 特定非営利活動法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- 一 社員総会の決議
- 二 定款で定めた解散事由の発生
- 三 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- 四 社員の欠亡
- 五 合併
- 六 破産手続開始の決定
- 七 第43条の規定による設立の認証の取消し

2 前項第3号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認定がなければ、その効力を生じない。

3 特定非営利活動法人は、前項の認定を受けようとするときは、第1項第3号に掲げる事由を証する書面を、所轄庁に提出しなければならない。

4 清算人は、第1項第1号、第2号、第4号又は第6号に掲げる事由によって解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

(解散の決議)

第31条の2 特定非営利活動法人は、総社員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(特定非営利活動法人についての破産手続の開始)

第31条の3 特定非営利活動法人がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

(清算中の特定非営利活動法人の能力)

第31条の4 解散した特定非営利活動法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

第31条の5 特定非営利活動法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、定款に別段の定めがあるとき、又は社員総会において理事以外の者を選任したときは、この限りでない。

(裁判所による清算人の選任)

第31条の6 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

第31条の7 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(清算人の届出)

第31条の8 清算中に就任した清算人は、その氏名及び住所を所轄庁に届け出なければならない。

(清算人の職務及び権限)

第31条の9 清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(債権の申出の催告等)

第31条の10 清算人は、特定非営利活動法人が第31条第1項各号に掲げる事由によって解散した後、遅滞なく、公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。

ただし、清算人は、判明している債権者を除斥することができない。

3 清算人は、判明している債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第31条の11 前条第1項の期間の経過後に申出をした債権者は、特定非営利活動法人の債務が完済された後また権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算中の特定非営利活動法人についての破産手続の開始)

第31条の12 清算中に特定非営利活動法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の特定非営利活動法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3 前項に規定する場合において、清算中の特定非営利活動法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第1項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(残余財産の帰属)

第32条 解散した特定非営利活動法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、所轄庁に対する清算結了の届出の時にあって、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2 定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないときは、清算人は、所轄庁の認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができる。

3 前2項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

(裁判所による監督)

第32条の2 特定非営利活動法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3 特定非営利活動法人の解散及び清算を監督する裁判所は、所轄庁に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

4 所轄庁は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(清算終了の届出)

第32条の3 清算が終了したときは、清算人は、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第32条の4 特定非営利活動法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(不服申立ての制限)

第32条の5 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第32条の6 裁判所は、第31条の6の規定により清算人を選任した場合には、特定非営利活動法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

第32条の7 削除

(検査役の選任)

第32条の8 裁判所は、特定非営利活動法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 第32条の5及び第32条の6の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、同条中「清算人及び監事」とあるのは、「特定非営利活動法人及び検査役」と読み替えるものとする。

(合併)

第33条 特定非営利活動法人は、他の特定非営利活動法人と合併することができる。

(合併手続)

第34条 特定非営利活動法人が合併するには、社員総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決は、社員総数の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

3 合併は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。

4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、第1項の議決をした社員総会の議事録の謄本を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。

5 第10条及び第12条の規定は、第3項の認証について準用する。

第35条 特定非営利活動法人は、前条第3項の認証があったときは、その認証の通知のあった日から二週間以内に、貸借対照表及び財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

2 特定非営利活動法人は、前条第3項の認証があったときは、その認証の通知のあった日から二週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下回ってはならない。

第36条 債権者が前条第2項の期間内に異議を述べなかったときは、合併を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、特定非営利活動法人は、これに弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第37条 合併により特定非営利活動法人を設立する場合においては、定款の作成その他特定非営利活動法人の設立に関する事務は、それぞれの特定非営利活動法人において選任した者が共同して行わなければならない。

(合併の効果)

第38条 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、合併によって消滅した特定非営利活動法人の一切の権利義務（当該特定非営利活動法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

(合併の時期等)

第39条 特定非営利活動法人の合併は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって、その効力を生ずる。

2 第13条第2項及び第14条の規定は前項の登記をした場合について、第13条第3項の規定は前項の登記をしない場合について、それぞれ準用する。

第40条 削除

第5節 監督

(報告及び検査)

第41条 所轄庁は、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。

3 第1項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第1項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善命令)

第42条 所轄庁は、特定非営利活動法人が第12条第1項第2号、第3号又は第4号に規定する要件を欠くに至ったと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(設立の認証の取消し)

第43条 所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は三年以上にわたって第29条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

2 所轄庁は、特定非営利活動法人が法令に違反した場合において、前条の規定による命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、同条の規定による命令を経ないでも、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

3 前2項の規定による設立の認証の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該特定非営利活動法人から請求があったときは、公開により行うよう努めなければならない。

4 所轄庁は、前項の規定による請求があった場合において、聴聞の期日における審理を公開により行わないときは、当該特定非営利活動法人に対し、当該公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならない。

(意見聴取)

第43条の2 所轄庁は、特定非営利活動法人について第12条第1項第3号に規定する要件を欠いている疑い又はその役員について第20条第5号に該当する疑いがあると認めるときは、その理由を付して、警視總監又は道府県警察本部長の意見を聴くことができる。

(所轄庁への意見)

第43条の3 警視總監又は道府県警察本部長は、特定非営利活動法人について第12条第1項第3号に規定する要件を欠いていると疑うに足りる相当な理由又はその役員について第20条第5号に該当すると疑うに足りる相当な理由があるため、所轄庁が当該特定非営利活動法人に対して適当な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を述べるすることができる。

第3章 認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人

第1節 認定特定非営利活動法人

(認定)

第44条 特定非営利活動法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものは、所轄庁の認定を受けることができる。

2 前項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出しなければならない。ただし、次条第1項第1号ハに掲げる基準に適合する特定非営利活動法人が申請をする場合には、第1号に掲げる書類を添付することを要しない。

一 実績判定期間内の日を含む各事業年度（その期間が一年を超える場合は、当該期間をその初日以後一年ごとに区分した期間（最後に一年未満の期間を生じたときは、その一年未満の期間）。以下同じ。）の寄附者名簿（各事業年度に当該申請に係る特定非営利活動法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名（法人にあっては、その名称）及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。以下同じ。）

二 次条第一項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（前号に掲げる書類を除く。）及び第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類

三 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

3 前項第1号の「実績判定期間」とは、第1項の認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前五年（同項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項の認定を受けようとする場合にあっては、二年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。

（認定の基準）

第45条 所轄庁は、前条第1項の認定の申請をした特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の認定をするものとする。

一 広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準として次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ 実績判定期間（前条第三項に規定する実績判定期間をいう。以下同じ。）における経常収入金額（(1)に掲げる金額をいう。）のうち寄附金等収入金額（(2)に掲げる金額（内閣府令で定める要件を満たす特定非営利活動法人にあっては、(2)及び(3)に掲げる金額の合計額）をいう。）の占める割合が政令で定める割合以上であること。

(1) 総収入金額から国等（国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいう。以下この(1)において同じ。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（次項において「国の補助金等」という。）、臨時的な収入その他の内閣府令で定めるものの額を控除した金額

(2) 受け入れた寄附金の額の総額（第4号二において「受入寄附金総額」という。）から一者当たり基準限度超過額（同一の者からの寄附金の額のうち内閣府令で定める金額を超える部分の金額をいう。）その他の内閣府令で定める寄附金の額の合計額を控除した金額

(3) 社員から受け入れた会費の額の合計額から当該合計額に次号に規定する内閣府令で定める割合を乗じて計算した金額を控除した金額のうち(2)に掲げる金額に達するまでの金額

ロ 実績判定期間内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者（当該事業年度における同一の者からの寄附金（寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）その他の内閣府令で定める事項が明らかな寄附金に限る。以下このロにおいて同じ。）の額の総額（当該同一の者が個人である場合には、当該事業年度におけるその者と生計を一にする者からの寄附金の額を加算した金額）が政令で定める額以上である場合の当該同一の者をいい、当該申請に係る特定非営利活動法人の役員である者及び当該役員と生計を一にする者を除く。以下同じ。）の数（当該事業年度において個人である判定基準寄附者と生計を一にする他の判定基準寄附者がいる場合には、当該判定基準寄附者と当該他の判定基準寄附者を一人とみなした数）の合計数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が政令で定める数以上であること。

ハ 前条第2項の申請書を提出した日の前日において、地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項第4号（同法第1条第2項の規定により都について準用する場合を含む。）に掲げる寄附金又は同法第314条の7第1項第4号（同法第1条第2項の規定により特別区について準用する場合を含む。）に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人としてこれらの寄附金を定める条例で定められているもの（その条例を制定した道府県（都を含む。）又は市町村（特別区を含む。）の区域内に事務所を有するものに限る。）であること。

ニ 実績判定期間における事業活動のうち次に掲げる活動の占める割合として内閣府令で定める割合が百分の五十未満であること。

イ 会員又はこれに類するものとして内閣府令で定める者（当該申請に係る特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者で内閣府令で定めるものを除く。以下この号において「会員等」という。）に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換

その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他内閣府令で定めるものを除く。）

ロ その便益の及ぶ者が次に掲げる者その他特定の範囲の者（前号ハに掲げる基準に適合する場合にあっては、(4)に掲げる者を除く。）である活動（会員等を対象とする活動で内閣府令で定めるもの及び会員等に対する資産の譲渡等を除く。）

- (1) 会員等
- (2) 特定の団体の構成員
- (3) 特定の職域に属する者
- (4) 特定の地域として内閣府令で定める地域に居住し又は事務所その他これに準ずるものを有する者

ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動

ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

三 その運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること。

イ 各役員について、次に掲げる者の数の役員の総数のうちに占める割合が、それぞれ三分の一以下であること。

- (1) 当該役員並びに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と内閣府令で定める特殊の関係のある者
- (2) 特定の法人（当該法人との間に発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十以上の株式又は出資の数又は金額を直接又は間接に保有する関係その他の内閣府令で定める関係のある法人を含む。）の役員又は使用人である者並びにこれらの者の配偶者及び三親等以内の親族並びにこれらの者と内閣府令で定める特殊の関係のある者

ロ 各社員の表決権が平等であること。

ハ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は内閣府令で定めるところにより帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること。

ニ その支出した金額でその費途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理として内閣府令で定める経理が行われていないこと。

四 その事業活動に関し、次に掲げる基準に適合していること。

イ 次に掲げる活動を行っていないこと。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。
- (3) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

ロ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と内閣府令で定める特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして内閣府令で定める基準に適合していること。

ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める割合が百分の八十以上であること。

ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の百分の七十以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。

五 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させること。

イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等

ロ 前条第2項第2号及び第3号に掲げる書類並びに第54条第2項第2号から第4号までに掲げる書類、同条第3項の書類及び同条第4項の書類

六 各事業年度において、事業報告書等を第29条の規定により所轄庁に提出していること。

七 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。

八 前条第2項の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後一年を超える期間が経過していること。

九 実績判定期間において、第3号、第4号イ及びロ並びに第5号から第7号までに掲げる基準（当該実績判定期間中に、前条第1項の認定又は第58条第1項の仮認定を受けていない期間が含まれる場合には、当該期間については第5号ロに掲げる基準を除く。）に適合していること。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項の認定の申請をした特定非営利活動法人の実績判定期間に国の補助金等がある場合及び政令で定める小規模な特定非営利活動法人が同項の認定の申請をした場合における前項第1号イに規定する割合の計算については、政令で定める方法によることができる。

(合併特定非営利活動法人に関する適用)

第46条 前2条に定めるもののほか、第44条第1項の認定を受けようとする特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人で同条第2項の申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併又は設立の日以後一年を超える期間が経過していないものである場合における前2条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(欠格事由)

第47条 第45条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する特定非営利活動法人は、第44条第1項の認定を受けることができない。

一 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 認定特定非営利活動法人が第67条第1項若しくは第2項の規定により第44条第1項の認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が第67条第3項において準用する同条第1項若しくは第2項の規定により第58条第1項の仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前一年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、若しくは刑法第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ 暴力団の構成員等

二 第67条第1項若しくは第2項の規定により第44条第1項の認定を取り消され、又は第67条第3項において準用する同条第1項若しくは第2項の規定により第58条第1項の仮認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないもの

三 その定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反しているもの

四 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から三年を経過しないもの

五 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から三年を経過しないもの

六 次のいずれかに該当するもの

イ 暴力団

ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの

(認定に関する意見聴取)

第48条 所轄庁は、第44条第1項の認定をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くことができる。

一 前条第1号ニ及び第6号に規定する事由 警視總監又は道府県警察本部長

二 前条第4号及び第5号に規定する事由 国税庁長官、関係都道府県知事又は関係市町村長（以下「国税庁長官等」という。）

(認定の通知等)

第49条 所轄庁は、第44条第1項の認定をしたときはその旨を、同項の認定をしないことを決定したときはその旨及びその理由を、当該申請をした特定非営利活動法人に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。

2 所轄庁は、第44条第1項の認定をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該認定に係る認定特定非営利活動法人に係る次に掲げる事項を公示しなければならない。

一 名称

二 代表者の氏名

三 主たる事務所及びその他の事務所の所在地

四 当該認定の有効期間

五 前各号に掲げるもののほか、都道府県又は指定都市の条例で定める事項

3 所轄庁は、特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものについて第44条第1項の認定をしたときは、当該認定に係る認定特定非営利活動法人の名称その他の内閣府令で定める事項を、その主たる事務所が所在する都道府県以外の都道府県でその事務所が所在する都道府県の知事（以下「所轄庁以外の関係知事」という。）に対し通知しなければならない。

4 認定特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものは、第1項の規定による認定の通知を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、次に掲げる書類を所轄庁以外の関係知事に提出しなければならない。

一 直近の事業報告書等（合併後当該書類が作成されるまでの間は、第34条第5項において準用する第10条第1項第7号の事業計画書、第34条第5項において準用する第10条第1項第8号の活動予算書及び第35条第1項の財産目録、第52条第4項において同じ。）、役員名簿及び定款等

二 第44条第2項の規定により所轄庁に提出した同項各号に掲げる添付書類の写し

三 認定に関する書類の写し

（名称等の使用制限）

第50条 認定特定非営利活動法人でない者は、その名称又は商号中に、認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

2 何人も、不正の目的をもって、他の認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

（認定の有効期間及びその更新）

第51条 第44条第1項の認定の有効期間（次項の有効期間の更新がされた場合にあっては、当該更新された有効期間。以下この条及び第57条第1項第1号において同じ。）は、当該認定の日（次項の有効期間の更新がされた場合にあっては、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日、第54条第1項において同じ。）から起算して五年とする。

2 前項の有効期間の満了後引き続き認定特定非営利活動法人として特定非営利活動を行おうとする認定特定非営利活動法人は、その有効期間の更新を受けなければならない。

3 前項の有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人は、第一項の有効期間の満了の日の六月前から三月前までの間（以下この項において「更新申請期間」という。）に、所轄庁に有効期間の更新の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。

4 前項の申請があった場合において、第1項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、同項の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。

5 第44条第2項（第1号に係る部分を除く。）及び第3項、第45条第1項（第3号ロ、第6号、第8号及び第9号に係る部分を除く。）及び第2項、第46条から第48条まで並びに第49条第1項、第2項及び第4項（第1号に係る部分を除く。）の規定は、第2項の有効期間の更新について準用する。ただし、第44条第2項第2号及び第3号に掲げる書類については、既に所轄庁に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

（役員の変更等の届出、定款の変更の届出等及び事業報告書等の提出に係る特例並びにこれらの書類の閲覧）

第52条 認定特定非営利活動法人についての第23条、第25条第6項及び第7項並びに第29条の規定の適用については、これらの規定中「所轄庁に」とあるのは、「所轄庁（二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあっては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事）に」とする。

2 二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人は、第25条第3項の定款の変更の認証を受けたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を所轄庁以外の関係知事に提出しなければならない。

3 第26条第1項の場合においては、認定特定非営利活動法人は、同条第2項に掲げる添付書類のほか、内閣府令で定めるところにより、寄附者名簿その他の内閣府令で定める書類を申請書に添付しなければならない。

4 認定特定非営利活動法人は、事業報告書等、役員名簿又は定款等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。

（代表者の氏名の変更の届出等並びに事務所の新設及び廃止に関する通知等）

第53条 認定特定非営利活動法人は、代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

2 所轄庁は、認定特定非営利活動法人について、第49条第2項各号（第2号及び第4号を除く。）に掲げる事項に係

る定款の変更についての第25条第3項の認証をしたとき若しくは同条第6項の届出を受けたとき、前項の届出を受けたとき又は第49条第2項第5号に掲げる事項に変更があったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。

3 所轄庁は、認定特定非営利活動法人の事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置する旨又はその主たる事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内の全ての事務所を廃止する旨の定款の変更についての第25条第3項の認証をしたとき又は同条第6項の届出を受けたときは、その旨を当該都道府県の知事に通知しなければならない。

4 認定特定非営利活動法人は、その事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、第49条第4項各号に掲げる書類を、当該都道府県の知事に提出しなければならない。

(認定申請の添付書類及び役員報酬規程等の備置き等及び閲覧)

第54条 認定特定非営利活動法人は、第44条第1項の認定を受けたときは、同条第2項第2号及び第3号に掲げる書類を、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、同条第1項の認定の日から起算して五年間、その事務所に備え置かなければならない。

2 認定特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、第1号に掲げる書類についてはその作成の日から起算して五年間、第2号から第4号までに掲げる書類については翌々事業年度の末日までの間、その事業所に備え置かなければならない。

一 前事業年度の寄附者名簿

二 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程

三 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類

四 前3号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

3 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、その助成の実績を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して三年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

4 認定特定非営利活動法人は、海外への送金又は金銭の持出し（その金額が二百万円以下のものを除く。次条第2項において同じ。）を行うときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、事前に、その金額及び用途並びにその予定日（災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の作成が困難なときは、事後遅滞なく、その金額及び用途並びにその実施日）を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して三年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

5 認定特定非営利活動法人は、第44条第2項第2号若しくは第3号に掲げる書類又は第2項第2号から第4号までに掲げる書類、第3項の書類若しくは前項の書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。

(役員報酬規程等の提出)

第55条 認定特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類を所轄庁（二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあっては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事。次項において同じ。）に提出しなければならない。

2 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったとき又は海外への送金若しくは金銭の持出しを行うときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前条第3項又は第4項の書類を所轄庁に提出しなければならない。

(役員報酬規程等の公開)

第56条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人から提出を受けた第44条第2項第2号若しくは第3号に掲げる書類又は第54条第2項第2号から第4号までに掲げる書類、同条第3項の書類若しくは同条第4項の書類（過去三年間に提出を受けたものに限る。）について閲覧又は謄写の請求があったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

(認定の失効)

第57条 認定特定非営利活動法人について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第44条第1項の認定は、その効力を失う。

一 第44条第1項の認定の有効期間が経過したとき（第51条第4項に規定する場合にあっては、更新拒否処分がされたとき）。

二 認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合において、その

合併が第63条第1項の認定を経ずにその効力を生じたとき（同条第4項に規定する場合にあっては、その合併の不認定処分がされたとき。）。

三 認定特定非営利活動法人が解散したとき。

2 所轄庁は、前項の規定により第44条第1項の認定がその効力を失ったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。

3 所轄庁は、認定特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものについて第1項の規定により第44条第1項の認定がその効力を失ったときは、その旨を所轄庁以外の関係知事に対し通知しなければならない。

第2節 仮認定特定非営利活動法人

(仮認定)

第58条 特定非営利活動法人であって新たに設立されたもののうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものは、所轄庁の仮認定を受けることができる。

2 第44条第2項（第1号に係る部分を除く。）及び第3項の規定は、前項の仮認定を受けようとする特定非営利活動法人について準用する。この場合において、同条第3項中「五年（同項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項の認定を受けようとする場合にあつては、二年）」とあるのは、「二年」と読み替えるものとする。

(仮認定の基準)

第59条 所轄庁は、前条第1項の仮認定の申請をした特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の仮認定をするものとする。

一 第45条第1項第2号から第9号までに掲げる基準に適合すること。

二 前条第2項において準用する第44条第2項の申請書を提出した日の前日において、その設立の日（当該特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人である場合にあつては当該特定非営利活動法人又はその合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日、当該特定非営利活動法人が合併によって設立した特定非営利活動法人である場合にあつてはその合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日）から五年を経過しない特定非営利活動法人であること。

三 第44条第1項の認定又は前条第1項の仮認定を受けたことがないこと。

(仮認定の有効期間)

第60条 第58条第1項の仮認定の有効期間は、当該仮認定の日から起算して三年とする。

(仮認定の失効)

第61条 仮認定特定非営利活動法人について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第58条第1項の仮認定は、その効力を失う。

一 第58条第1項の仮認定の有効期間が経過したとき。

二 仮認定特定非営利活動法人が仮認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併した場合において、その合併が第63条第1項又は第2項の認定を経ずにその効力を生じたとき（同条第4項に規定する場合にあっては、その合併の不認定処分がされたとき。）。

三 仮認定特定非営利活動法人が解散したとき。

四 仮認定特定非営利活動法人が第44条第1項の認定を受けたとき。

(認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)

第62条 第46条から第50条まで、第52条から第56条まで並びに第57条第2項及び第3項の規定は、仮認定特定非営利活動法人について準用する。この場合において、第54条第1項及び第2項中「五年間」とあるのは「三年間」と、同条第3項及び第4項中「三年が経過した日を含む事業年度の末日」とあるのは「第60条の有効期間の満了の日」と読み替えるものとする。

第3節 認定特定非営利活動法人等の合併

第63条 認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による認定特定非営利活動法人としての地位を承継する。

2 仮認定特定非営利活動法人が仮認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人であるものを除く。）と合併をした場合は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法

律の規定による仮認定特定非営利活動法人としての地位を承継する。

- 3 第1項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は前項の認定を受けようとする仮認定特定非営利活動法人は、第34条第3項の認証の申請に併せて、所轄庁に第1項の認定又は前項の認定の申請をしなければならない。
- 4 前項の申請があった場合において、その合併がその効力を生ずる日までにその申請に対する処分がされないときは、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その処分がされるまでの間は、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人としての地位を承継しているものとみなす。
- 5 第44条第2項及び第3項、第45条、第47条から第49条まで並びに第54条第1項の規定は第1項の認定について、第58条第2項において準用する第44条第2項及び第3項、第59条並びに前条において準用する第47条から第49条まで及び第54条第1項の規定は第2項の認定について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四節 認定特定非営利活動法人等の監督

(報告及び検査)

- 第64条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、前2項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、当該認定特定非営利活動法人等の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（第5項において「認定特定非営利活動法人等の役員等」という。）に提示させなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事が第1項又は第2項の規定による検査の適性な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、前項の規定による書面の提示を要しない。
- 5 前項の場合において、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第1項又は第2項の規定による検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、認定特定非営利活動法人等の役員等に提示させるものとする。
- 6 第3項又は前項の規定は、第1項又は第2項の規定による検査をする職員が、当該検査により第3項又は前項の規定により理由として提示した事項以外の事項について第1項又は第2項の疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではない。この場合において、第3項又は前項の規定は、当該事項に関する検査については適用しない。
- 7 第41条第3項及び第4項の規定は、第1項又は第2項の規定による検査について準用する。

(勧告、命令等)

- 第65条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人等について、第67条第2項各号（同条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。）のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定特定非営利活動法人等に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。
- 2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等について、第67条第2項各号（第1号にあっては、第45条第1項第3号に係る部分を除く。）のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定特定非営利活動法人等に対し、期限を定めて、当該都道府県の区域内における事業活動について、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。
- 3 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、前2項の規定による勧告をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その勧告の内容を公表しなければならない。
- 4 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第1項又は第2項の規定による勧告を受けた認定特定非営利活動法人等が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができる。

5 第1項及び第2項の規定による勧告並びに前項の規定による命令は、書面により行うよう努めなければならない。

6 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第4項の規定による命令をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。

7 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第1項若しくは第2項の規定による勧告又は第4項の規定による命令をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くことができる。

一 第47条第1号ニ又は第6号に規定する事由 警視總監又は道府県警察本部長

二 第47条第4号又は第5号に規定する事由 国税庁長官等

(その他の事業の停止)

第66条 所轄庁は、その他の事業を行う認定特定非営利活動法人につき、第5条第1項の規定に違反してその他の事業から生じた利益が当該認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該認定特定非営利活動法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができる。

2 前条第5項及び第6項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

(認定又は仮認定の取消し)

第67条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、第44条第1項の認定を取り消さなければならない。

一 第47条各号(第2号を除く。)のいずれかに該当するとき。

二 偽りその他不正の手段により第44条第1項の認定、第51条第2項の有効期間の更新又は第63条第1項の認定を受けたとき。

三 正当な理由がなく、第65条第4項又は前条第1項の規定による命令に従わないとき。

四 認定特定非営利活動法人から第44条第1項の認定の取消しの申請があったとき。

2 所轄庁は、認定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、第44条第1項の認定を取り消すことができる。

一 第45条第1項第3号、第4号イ若しくはロ又は第7号に掲げる基準に適合しなくなったとき。

二 第29条、第52条第4項又は第54条第5項の規定を遵守していないとき。

三 前2号に掲げるもののほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反したとき。

3 前2項の規定は、第58条第1項の仮認定について準用する。この場合において、第1項第2号中「第51条第2項の有効期間の更新又は第63条第1項の認定」とあるのは、「又は第63条第2項の認定」と読み替えるものとする。

4 第43条第3項及び第4項、第49条第1項から第3項まで並びに第65条第7項の規定は、第1項又は第2項の規定による認定の取消し(第69条において「認定の取消し」という。)及び前項において準用する第1項又は第2項の規定による仮認定の取消し(同条において「仮認定の取消し」という。)について準用する。

(所轄庁への意見等)

第68条 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が第65条第4項の規定による命令に従わなかった場合その他の場合であって、所轄庁が当該認定特定非営利活動法人等に対して適当な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

2 次の各号に掲げる者は、認定特定非営利活動法人等についてそれぞれ当該各号に定める事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、所轄庁が当該認定特定非営利活動法人等に対して適当な措置を採ることが必要であると認められる場合には、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

一 警視總監又は道府県警察本部長 第47条第1号ニ又は第6号に該当する事由

二 国税庁長官等 第47条第4号又は第5号に該当する事由

3 所轄庁は、この章に規定する認定特定非営利活動法人等に関する事務の実施に関して特に必要があると認めるときは、所轄庁以外の関係知事に対し、当該所轄庁以外の関係知事が採るべき措置について、必要な要請をすることができる。

(所轄庁への指示)

第69条 内閣総理大臣は、この章に規定する認定特定非営利活動法人等に関する事務の実施に関して地域間の均衡を図るため特に必要があると認めるときは、所轄庁に対し、第65条第1項の規定による勧告、同条第4項の規定による命令、第66条第1項の規定による命令又は認定の取消し若しくは仮認定の取消しその他の措置を採るべきことを指示することができる。

第4章 税法上の特例

第70条 特定非営利活動法人は、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第2条第6号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第37条の規定を適用する場合には同条第4項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する法人（以下「特定非営利活動法人」という。）並びに）」と、同法第66条の規定を適用する場合には同条第1項及び第2項中「普通法人」とあるのは「普通法人（特定非営利活動法人を含む。）」と、同条第3項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（特定非営利活動法人及び）」と、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第68条の6の規定を適用する場合には同条中「みなされているもの」とあるのは「みなされているもの（特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人については、小規模な法人として政令で定めるものに限る。）」とする。

2 特定非営利活動法人は、消費税法（昭和63年法律第108号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

3 特定非営利活動法人は、地価税法（平成3年法律第69号）その他地価税に関する法令の規定（同法第33条の規定を除く。）の適用については、同法第2条第6号に規定する公益法人等とみなす。ただし、同法第6条の規定による地価税の非課税に関する法令の規定の適用については、同法第2条第7号に規定する人格のない社団等とみなす。

第71条 個人又は法人が、認定特定非営利活動法人等に対し、その行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附又は贈与をしたときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該個人又は法人に対する所得税、法人税又は相続税の課税について寄附金控除等の特例の適用があるものとする。

第5章 雑則

（情報の提供）

第72条 内閣総理大臣及び所轄庁は、特定非営利活動法人に対する寄附その他の特定非営利活動への市民の参画を促進するため、認定特定非営利活動法人等その他の特定非営利活動法人の事業報告書その他の活動の状況に関するデータベースの整備を図り、国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な措置を講ずるものとする。

（協力依頼）

第73条 所轄庁は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用）

第74条 第10条第1項の規定による申請及び同条第2項（第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧、第12条第3項（第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定による通知、第13条第2項（第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出、第23条第1項の規定による届出、第25条第3項の規定による申請、同条第6項の規定による届出及び同条第7項の規定による提出、第29条の規定による提出、第30条の規定による閲覧、第31条第2項の規定による申請、第34条第3項の規定による申請、第43条第4項（第67条第4項において準用する場合を含む。）の規定による交付、第44条第1項の規定による申請、第49条第1項（第51条第5項、第62条（第63条第5項において準用する場合を含む。）、第63条第5項及び第67条第4項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び第49条第4項（第51条第5項、第62条（第63条第5項において準用する場合を含む。）及び第63条第5項において準用する場合を含む。）の規定による提出、第51条第3項の規定による申請、第52条第2項（第62条において準用する場合を含む。）の規定による提出、第53条第4項（第62条において準用する場合を含む。）の規定による提出、第55条第1項及び第2項（これらの規定を第62条において準用する場合を含む。）の規定による提出、第56条（第62条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧、第58条第1項の規定による申請並びに第63条第3項の規定による申請について行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）の規定を適用する場合においては、同法中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とし、同法第12条の規定は、適用しない。

（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用）

第75条 第14条（第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定による作成及び備置き、第28条第1項の規定による作成及び備置き、同条第2項の規定による備置き並びに同条第3項の規定による閲覧、第35条第1項の規定による作成及び備置き、第45条第1項第5号（第51条第5項及び第63条第5項において準用する場合を含む。）の規定による閲覧、第52条第4項（第62条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧、第54条第1項（第62条（第63条第5項において準用する場合を含む。）及び第63条第5項において準用する場合を

含む。)の規定による備置き、第54条第2項から第4項まで(これらの規定を第62条において準用する場合を含む。)の規定による作成及び備置き並びに第54条第5項(第62条において準用する場合を含む。)の規定による閲覧について民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号)の規定を適用する場合においては、同法中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とし、同法第9条の規定は、適用しない。

(実施規定)

第76条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定の実施のための手続その他その執行に関し必要な細則は、内閣府令又は都道府県若しくは指定都市の条例で定める。

第6章 罰則

第77条 偽りその他不正の手段により第44条第1項の認定、第51条第2項の有効期間の更新、第58条第1項の仮認定又は第63条第1項若しくは第2項の認定を受けた者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 正当な理由がないのに、第42条の規定による命令に違反して当該命令に係る措置を採らなかった者
- 二 第50条第1項の規定に違反して、認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者
- 三 第50条第2項の規定に違反して、他の認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者
- 四 第62条において準用する第50条第1項の規定に違反して、仮認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者
- 五 第62条において準用する第50条第2項の規定に違反して、他の仮認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者
- 六 正当な理由がないのに、第65条第4項の規定による命令に違反して当該命令に係る措置を採らなかった者
- 七 正当な理由がないのに、第66条第1項の規定による停止命令に違反して引き続きその他の事業を行った者

第79条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第80条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第7条第1項の規定による政令に違反して、登記することを怠ったとき。
- 二 第14条(第39条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 三 第23条第1項若しくは第25条第6項(これらの規定を第52条第1項(第62条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第53条第1項(第62条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 第28条第1項若しくは第2項、第54条第1項(第62条(第63条第5項において準用する場合を含む。))及び第63条第5項において準用する場合を含む。)又は第54条第2項から第4項まで(これらの規定を第62条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 五 第25条第7項若しくは第29条(これらの規定を第52条第1項(第62条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第49条第4項(第51条第5項、第62条(第63条第5項において準用する場合を含む。))及び第63条第5項において準用する場合を含む。)又は第52条第2項、第53条第4項若しくは第55条第1項若しくは第2項(これらの規定を第62条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。
- 六 第31条の3第2項又は第31条の12第1項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをしなかったとき。
- 七 第31条の10第1項又は第31条の12第1項の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

八 第35条第1項の規定に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

九 第35条第2項又は第36条第2項の規定に違反したとき。

十 第41条第1項又は第64条第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第81条 第4条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 特定非営利活動法人制度については、この法律の施行の日から起算して三年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。(以下、略)

附 則 (平成十一年一月二日法律第一五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。(以下、略)

附 則 (平成十一年一月二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。(以下、略)

附 則 (平成十二年六月七日法律第一一一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。(以下、略)

附 則 (平成十三年一月二日法律第一三八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。(以下、略)

附 則 (平成十四年七月三日法律第七九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年八月一日から施行する。(以下、略)

附 則 (平成十四年一月二日法律第一三八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年一月一日から施行する。(以下、略)

附 則 (平成十四年一月二日法律第一五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)の施行の日から施行する。(以下、略)

附 則 (平成十四年一月二日法律第一七三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年五月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の特定非営利活動促進法(以下「新法」という。)第五条第二項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度から適用し、施行日前に開始した事業年度については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際新法第五条第一項に規定するその他の事業(この法律による改正前の特定非営利活動促進法(以下「旧法」という。)第五条第一項に規定する収益事業を除く。)を行っている特定非営利活動法人の当該その他の事業については、新法第十一条第一項(第十一号に係る部分に限る。)の規定は、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

第三条 施行日前に旧法第十条第一項の認証の申請、旧法第二十五条第四項の認証の申請及び旧法第三十四条第四項の認証の申請をした者のこれらの申請に係る申請書に添付すべき書類については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧法第十条第一項の認証の申請、旧法第二十五条第四項の認証の申請及び旧法第三十四条第四項の認証の申請をした者のこれらの申請に係る認証の基準については、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行の際定款に事業年度の定めのない特定非営利活動法人(特定非営利活動法人の設立の認証の申請に係る団体を含む。次項において同じ。)については、新法第十一条第一項(第十号に係る部分に限る。)の規定は、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

2 この法律の施行の際事業年度を設けていない特定非営利活動法人についての当初の事業年度の開始の日の前日までの期間に係る新法第二十七条第四号、第二十八条第一項及び第二十九条第一項並びに附則第二条第一項の規定の適用については、新法第二十七条第四号中「毎事業年度」とあるのは「毎年」と、新法第二十八条第一項中「毎事業年度」とあるのは「毎年」と、「前事業年度」とあるのは「前年」と、「翌々事業年度」とあるのは「その年の翌々年」と、新法第二十九条第一項中「毎事業年度」とあるのは「毎年」と、附則第二条第一項中「この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度」とあるのは「平成十六年一月一日(同日前に当初の事業年度が開始した場合にあっては、当該開始の日)」と、「施行日前に開始した事業年度」とあるのは「平成十五年十二月三十一日(同日までに当初の事業年度が開始した場合にあっては、当該開始の日の前日)までの期間」とする。

附 則 (平成一五年四月九日法律第二三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。(以下、略)

附 則 (平成一六年六月二日法律第七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、破産法(平成十六年法律第七十五号。次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。)の施行の日から施行する。(以下、略)

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。(以下、略)

附 則 (平成一六年一二月一日法律第一四七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(以下、略)

附 則 (平成一六年一二月一日法律第一五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。(以下、略)

附 則 (平成一六年一二月三日法律第一五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。(以下、略)

附 則 (平成一七年七月二六日法律第八七号) 抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。(以下、略)

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。(以下、略)

附 則 (平成二〇年四月三〇日法律第二三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。(以下、略)

附 則 (平成二〇年五月二日法律第二六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。(以下、略)

附 則 (平成二〇年五月二日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。(以下、略)

附 則 (平成二十三年六月二十二日法律第七十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（旧特定非営利活動促進法の規定に基づいてされた申請等及びこれに係る事務の引継ぎに関する経過措置）

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この法律による改正前の特定非営利活動促進法（以下「旧特定非営利活動促進法」という。）の規定に基づいて旧特定非営利活動促進法第九条の所轄庁（次項において「旧所轄庁」という。）に対してされた申請等（申請、届出及び提出をいう。同項において同じ。）は、この法律による改正後の特定非営利活動促進法（以下「新特定非営利活動促進法」という。）第九条の所轄庁（同項において「新所轄庁」という。）に対してされたものとする。

2 旧所轄庁は、この法律の施行の際、新所轄庁となる都道府県の知事又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。）の長に対し、その事務の遂行に支障が生じることのないよう、旧特定非営利活動促進法の規定に基づいてされた申請等に係る書類その他の資料を、適時かつ適切な方法で引き継ぐものとする。

（認証の申請に関する経過措置）

第三条 新特定非営利活動促進法第十条第一項の規定は、施行日以後に同項の認証の申請をする者の当該申請に係る申請書に添付すべき書類について適用し、施行日前に旧特定非営利活動促進法第十条第一項の認証の申請をした者の当該申請に係る申請書に添付すべき書類については、なお従前の例による。

2 当分の間、特定非営利活動法人は、新特定非営利活動促進法第十条第一項第八号の規定にかかわらず、同号の活動予算書に代えて、旧特定非営利活動促進法第十条第一項第八号の収支予算書を添付することができる。

3 前項の規定により添付することができることとされる収支予算書は、新特定非営利活動促進法第十条第一項第八号の活動予算書とみなして、新特定非営利活動促進法の規定を適用する。

（役員名簿に関する経過措置）

第四条 特定非営利活動法人は、施行日以後最初に新特定非営利活動促進法第二十九条に掲げる書類を提出するとき（施行日以後に新特定非営利活動促進法第二十三条第一項の規定により変更後の役員名簿を添えて届けた場合を除く。）は、役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。次項において同じ。）を併せて提出しなければならない。

2 前項の規定に違反して、役員名簿の提出を怠ったときは、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、二十万以下の過料に処する。

（定款の変更に関する経過措置）

第五条 新特定非営利活動促進法第二十五条第三項及び第四項の規定は施行日以後に同条第三項の認証の申請をする特定非営利活動法人について、同条第六項の規定は施行日以後に同項の届出をする特定非営利活動法人について適用し、施行日前に旧特定非営利活動促進法第二十五条第三項の認証の申請又は同条第六項の届出をした特定非営利活動法人については、なお従前の例による。

2 新特定非営利活動促進法第二十五条第七項の規定は、施行日以後に同条第三項の認証の申請又は同条第六項の届出をする特定非営利活動法人について適用し、施行日前に旧特定非営利活動促進法第二十五条第三項の認証の申請又は同条第六項の届出をした特定非営利活動法人については、なお従前の例による。

（事業報告書等及び活動計算書に関する経過措置）

第六条 新特定非営利活動促進法第二十八条第一項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する事業報告書等について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧特定非営利活動促進法第二十八条第一項に規定する事業報告書等及び役員名簿等については、なお従前の例による。

2 当分の間、特定非営利活動法人は、新特定非営利活動促進法第二十八条第一項の規定にかかわらず、新特定非営利活動促進法第二十七条第三号の活動計算書に代えて、旧特定非営利活動促進法第二十七条第三号の収支計算書を作成し、備え置くことができる。

3 前項の規定により作成し、備え置くことができることとされる収支計算書は、新特定非営利活動促進法第二十七条第三号の活動計算書とみなして、新特定非営利活動促進法の規定を適用する。

4 新特定非営利活動促進法第二十九条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同条に規定する事業報告書等について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧特定非営利活動促進法第二十九条第一項に規定する事業報告書等、役員名簿等及び定款等については、なお従前の例による。

（仮認定に関する経過措置）

第七条 施行日から起算して三年を経過する日までの間に新特定非営利活動促進法第五十八条第二項の規定により準

用する新特定非営利活動促進法第四十四条第二項の申請書を提出した特定非営利活動法人については、新特定非営利活動促進法第五十九条（第二号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（罰則に関する経過措置）

第八条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第九条～第十八条 略

（検討）

第十九条 特定非営利活動法人制度については、この法律の施行後三年を目途として、新特定非営利活動促進法の実施状況、特定非営利活動を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、特定非営利活動法人の認定に係る制度、特定非営利活動法人に対する寄附を促進させるための措置、「特定非営利活動法人」という名称その他の特定非営利活動に関する施策の在り方について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

別表（第二条関係）

- 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の推進を図る活動
- 三 まちづくりの推進を図る活動
- 四 観光の振興を図る活動
- 五 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 六 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 七 環境の保全を図る活動
- 八 災害救援活動
- 九 地域安全活動
- 十 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 十一 国際協力の活動
- 十二 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 十三 子どもの健全育成を図る活動
- 十四 情報化社会の発展を図る活動
- 十五 科学技術の振興を図る活動
- 十六 経済活動の活性化を図る活動
- 十七 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 十八 消費者の保護を図る活動
- 十九 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 二十 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

○特定非営利活動促進法施行規則（平成23年10月14日内閣府令第55号）

第1章 特定非営利活動法人

（電磁的方法）

第1条 特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第十四条の七第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
 - イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法
- 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

（電磁的記録）

第2条 法第十四条の九第一項に規定する内閣府令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

（所轄庁の変更に伴う事務の引継ぎ）

第3条 法第二十六条第三項の規定による事務の引継ぎは、所轄庁の変更を伴う定款の変更の認証を受けた特定非営利活動法人に係る法の規定に基づく事務について行うものとする。

2 都道府県知事又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市をいう。以下同じ。）の長は、所轄庁の変更を伴う定款の変更を認証したときは、遅滞なく、変更前の所轄庁に当該定款の変更を認証したことを通知するものとする。ただし、変更前の所轄庁が法第五十三条第三項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の都道府県知事であるときは、この限りでない。

第2章 認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人

第1節 認定特定非営利活動法人

（寄附金等収入金額に会費の一部を加えることができる特定非営利活動法人の要件）

第4条 法第四十五条第一項第一号イに規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

- 一 社員の会費の額が合理的と認められる基準により定められていること。
- 二 社員（役員並びに役員配偶者及び三親等以内の親族並びに役員と特殊の関係（第十六条に規定する関係をいう。第八条及び第三十二条第一項第四号において同じ。）のある者を除く。）の数が二十人以上であること。

（総収入金額から控除されるもの）

第5条 法第四十五条第一項第一号イ(1)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 国の補助金等（法第四十五条第一項第一号イ(1)に規定する国の補助金等をいう。）
- 二 委託の対価としての収入で国等（法第四十五条第一項第一号イ(1)に規定する国等をいう。）から支払われるもの
- 三 法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分
- 四 資産の売却による収入で臨時的なもの
- 五 遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。）により受け入れた寄附金又は贈与者の被相続人に係る相続の開始があったことを知った日の翌日から十月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部若しくは一部を当該贈与者からの贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）により受け入れた寄附金のうち、一者当たり基準限度超過額（法第四十五条第一項第一号イ(2)に規定する一者当たり基準限度超過額をいう。第七条第一号において同じ。）に相当する部分
- 六 実績判定期間（法第四十四条第三項に規定する実績判定期間をいう。以下同じ。）における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が千円に満たないもの
- 七 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかな寄附金以外の寄附金

（同一の者からの寄附金の額のうち一者当たり基準限度となる金額）

第6条 法第四十五条第一項第一号イ(2)に規定する内閣府令で定める金額は、同号イ(2)に規定する受入寄附金総額の百分の

十（寄附者が法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第七十七条各号に掲げる法人又は認定特定非営利活動法人である場合にあっては、受入寄附金総額の百分の五十）に相当する金額とする。

（受入寄附金総額から控除される寄附金の額）

第7条 法第四十五条第一項第一号イ(2)に規定する内閣府令で定める寄附金の額は、次に掲げる金額とする。

- 一 受け入れた寄附金の額のうち一者当たり基準限度超過額
- 二 実績判定期間における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が千円に満たない場合の当該合計額
- 三 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかな寄附金以外の寄附金の額

（役員が寄附者である場合の金額の算出方法の特例）

第8条 法第四十五条第一項第一号イ(1)及び(2)に掲げる金額を算出する場合において、役員が寄附者であって、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者があるときは、これらの者は当該役員と同一の者とみなす。

（判定基準寄附者について明らかにすべき事項）

第9条 法第四十五条第一項第一号ロに規定する内閣府令で定める事項は、寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所とする。

（事業活動のうちその対象が会員等である活動等の占める割合）

第10条 法第四十五条第一項第二号に規定する内閣府令で定める割合は、実績判定期間において、当該申請に係る特定非営利活動法人の行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数その他の合理的な指標により当該事業活動のうち同号イ、ロ、ハ又はニに掲げる活動の占める割合を算定する方法により算定した割合とする。

（会員に類するもの）

第11条 法第四十五条第一項第二号イに規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該申請に係る特定非営利活動法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等（法第四十五条第一項第二号イに規定する資産の譲渡等をいう。以下同じ。）を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として当該申請に係る特定非営利活動法人の帳簿又は書類その他に氏名（法人にあっては、その名称）が記載された者であって、当該申請に係る特定非営利活動法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受け、又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者
- 二 当該申請に係る特定非営利活動法人の役員

（特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者）

第12条 法第四十五条第一項第二号イに規定する当該申請に係る特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者で内閣府令で定めるものは、当該申請に係る特定非営利活動法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であって、当該資産の譲渡等以外の当該申請に係る特定非営利活動法人の活動に関係しない者とする。

（その対象が会員等である資産の譲渡等から除かれる活動）

第十三条 法第四十五条第一項第二号イに規定する内閣府令で定める活動は、次に掲げるものとする。

- 一 当該申請に係る特定非営利活動法人が行う資産の譲渡等で、その対価として当該資産の譲渡等に係る通常対価の額のおおむね百分の十程度に相当する額以下のもの及び交通費、消耗品費その他当該資産の譲渡等に付随して生ずる費用でその実費に相当する額（次号において「付随費用の実費相当額」という。）以下のものを会員等（法第四十五条第一項第二号イに規定する会員等をいう。以下同じ。）から得て行うもの
- 二 当該申請に係る特定非営利活動法人が行う役務の提供で、最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）第四条第一項の規定により使用者が労働者に支払わなければならないこととされている賃金の算定の基礎となる同法第九条第一項に規定する地域別最低賃金の額を会員等が当該申請に係る特定非営利活動法人に支払う当該役務の提供の対価の額の算定の基礎となる額とみなして、これと当該役務の提供の従事者の作業時間数に基づいて算出される金額におおむね相当する額以下のもの及び付随費用の実費相当額以下のものをその対価として会員等から得て行うもの
- 三 法別表第十九号に掲げる活動又は同表第二十号の規定により同表第十九号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県若しくは指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする特定非営利活動法人が行うその会員等の活動（公益社団法人若しくは公益財団法人である会員等又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限る。）に対する助成

（その便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動から除かれる活動）

第14条 法第四十五条第一項第二号ロに規定する内閣府令で定める活動は、前条第三号に掲げる活動とする。

（特定の地域）

第15条 法第四十五条第一項第二号ロ(4)に規定する内閣府令で定める地域は、一の市町村（東京都の特別区の存する区域及び指定都市にあっては、区）の区域の一部で地縁に基づく地域とする。

（特殊の関係）

第16条 法第四十五条第一項第三号イ(1)に規定する内閣府令で定める特殊の関係は、次に掲げる関係とする。

- 一 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- 二 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- 三 前二号に掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係
(特定の法人との関係)

第17条 法第四十五条第一項第三号イ(2)に規定する内閣府令で定める関係は、一の者(法人に限る。)が法人の発行済株式又は出資(その有する自己の株式又は出資を除く。以下この条において「発行済株式等」という。)の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合における当該一の者と当該法人との間の関係(以下この条において「直接支配関係」という。)とする。この場合において、当該一の者及びこれとの間に直接支配関係がある一若しくは二以上の法人又は当該一の者との間に直接支配関係がある一若しくは二以上の法人が他の法人の発行済株式等の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資を保有するときは、当該一の者は当該他の法人の発行済株式等の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資を保有するものとみなす。

(役員又は使用人である者との特殊の関係)

第18条 法第四十五条第一項第三号イ(2)に規定する内閣府令で定める特殊の関係は、第十六条第二号中「役員」とあるのを「役員又は使用人である者」と読み替えた場合における同条各号に掲げる関係とする。

(特定の者の数の役員の総数のうちに占める割合の基準の適合に関する判定)

第19条 法第四十五条第一項第三号イに掲げる基準に適合するか否かの判定に当たっては、当該特定非営利活動法人の責めに帰することのできない事由により当該基準に適合しないこととなった場合において、その後遅滞なく当該基準に適合していると認められるときは、当該基準に継続して適合しているものとみなす。

(取引の記録並びに帳簿及び書類の保存)

第20条 法第四十五条第一項第三号ハの規定による取引の記録並びに帳簿及び書類の保存は、法人税法施行規則(昭和四十年大蔵省令第十二号)第五十三条から第五十九条までの規定に準じて行うものとする。

(不適正な経理)

第21条 法第四十五条第一項第三号ニに規定する内閣府令で定める経理は、当該特定非営利活動法人の経理でその支出した金銭の費途が明らかでないものがあるもの、帳簿に虚偽の記載があるものその他の不適正な経理とする。

(役員、社員、職員若しくは寄附者等との特殊の関係)

第22条 法第四十五条第一項第四号ロに規定する内閣府令で定める特殊の関係は、第十六条第二号中「役員」とあるのを「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」と読み替えた場合における同条各号に掲げる関係とする。

(特定の者と特別の関係がないものとされる基準)

第23条 法第四十五条第一項第四号ロに規定する内閣府令で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- 一 当該役員の職務の内容、当該特定非営利活動法人の職員に対する給与の支給の状況、当該特定非営利活動法人とその活動内容及び事業規模が類似するものの役員に対する報酬の支給の状況等に照らして当該役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給を行わないことその他役員等(役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と前条に規定する特殊の関係のある者をいう。以下この項及び第三十二条第一項第三号ロにおいて同じ。)に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと。
- 二 役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時ににおける価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡を行わないことその他これらの者と当該特定非営利活動法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと。
- 三 役員等に対し役員を選任その他当該特定非営利活動法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。
- 四 営利を目的とした事業を行う者、法第四十五条第一項第四号イ(1)、(2)若しくは(3)に掲げる活動を行う者又は同号イ(3)に規定する特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し、寄附を行わないこと。

(特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合に準ずる割合)

第24条 法第四十五条第一項第四号ハに規定する内閣府令で定める割合は、実績判定期間において、当該申請に係る特定非営利活動法人の行った事業活動に係る従事者の作業時間数その他の合理的な指標により当該事業活動のうち特定非営利活動が占める割合を算定する方法により算定した割合とする。

(小規模法人に関する特例)

第25条 特定非営利活動促進法施行令(次項において「令」という。)第五条第二項に規定する内閣府令で定める要件は、第四条各号に掲げるものとする。

2 令第五条第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、第五条第一号から第五号までに掲げるものとする。

(認定に関する意見聴取)

第26条 所轄庁が、法第四十七条第四号に掲げる事由の有無について、法第四十八条第二号に定める者の意見を聴くときは、当該申請に係る特定非営利活動法人から提出された滞納処分に係る国税又は地方税の納税証明書を示して行うものとする。

(所轄庁以外の関係知事に対する認定の通知等)

第27条 法第四十九条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、当該認定に係る特定非営利活動法人の次に掲げる事項とする。

- 一 名称
- 二 代表者の氏名
- 三 主たる事務所及び法第四十九条第三項の通知を受ける所轄庁以外の関係知事(同項に規定する所轄庁以外の関係知事をいう。以下同じ。)の管轄する区域内に所在するその他の事務所の所在場所及び電話番号(ファクシミリの番号を含む。)その他の連絡先
- 四 当該認定の有効期間

2 法第四十九条第四項の規定による同項各号に掲げる書類の提出は、様式第一号により作成した提出書を所轄庁以外の関係知事に提出してするものとする。

(認定の有効期間の更新の届出)

第28条 法第五十一条第五項において準用する法第四十九条第四項(第一号に係る部分を除く。)の規定による同項第二号及び第三号に掲げる書類の提出は、様式第二号により作成した提出書を所轄庁以外の関係知事に提出してするものとする。

(認定の有効期間の更新に関する認定特定非営利活動法人の認定に係る規定の準用)

第29条 第四条から第二十六条までの規定は、法第五十一条第二項の有効期間の更新について準用する。

(所轄庁の変更を伴う定款の変更の認証の申請の添付書類)

第30条 法第五十二条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- 一 法第四十四条第二項の規定により所轄庁に提出した同項第一号に規定する寄附者名簿その他の同項各号に掲げる添付書類の写し
- 二 認定に関する書類の写し
- 三 法第五十五条第一項の規定により所轄庁に提出した直近の法第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類の写し
- 四 法第五十五条第二項の規定により所轄庁に提出した直近の法第五十四条第三項及び第四項の書類の写し

(定款の変更の通知等)

第31条 所轄庁は、法第五十三条第三項の通知をしようとするときは、当該認定特定非営利活動法人の第二十七条第一項各号に掲げる事項について通知するものとする。

2 法第五十三条第四項の規定による法第四十九条第四項各号に掲げる書類の提出は、様式第三号により作成した提出書を所轄庁以外の関係知事に提出してするものとする。

(認定特定非営利活動法人がその事務所に備え置くべき書類)

第32条 法第五十四条第二項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
- 二 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
- 三 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
 - イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引
 - ロ 役員等との取引
- 四 寄附者(当該認定特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が二十万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
- 五 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
- 六 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
- 七 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合(その金額が二百万円以下の場合に限る。)におけるその金額及び使途並びにその実施日

2 法第五十四条第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、法第四十五条第一項第三号(ロに係る部分を除く。)、第四号イ及びロ、第五号並びに第七号に掲げる基準に適合している旨並びに法第四十七条各号のいずれにも該当していない旨

を説明する書類とする。

第二節 仮認定特定非営利活動法人

(所轄庁以外の関係知事への書類の提出)

第33条 法第六十二条において準用する法第四十九条第四項の規定による同項各号に掲げる書類の提出は、様式第四号により作成した提出書を所轄庁以外の関係知事に提出してするものとする。

2 法第六十二条において準用する法第五十三条第四項の規定による法第四十九条第四項各号に掲げる書類の提出は、様式第五号により作成した提出書を法第六十二条において準用する法第五十三条第四項の都道府県知事に提出してするものとする。

(仮認定特定非営利活動法人に関する認定特定非営利活動法人に係る規定の準用)

第34条 第二十六条の規定は所轄庁が法第六十二条において準用する法第四十七条第四号に掲げる事由の有無につき法第六十二条において準用する法第四十八条第二号に定める者の意見を聴くときについて、第二十七条の規定は法第六十二条において準用する法第四十九条第三項に規定する内閣府令で定める事項について、第三十条の規定は法第六十二条において準用する法第五十二条第三項に規定する内閣府令で定める書類について、第三十一条第一項の規定は所轄庁が法第六十二条において準用する法第五十三条第三項の通知をしようとするときについて、第三十二条の規定は法第六十二条において準用する法第五十四条第二項第三号に規定する内閣府令で定める事項について、それぞれ準用する。

第三節 認定特定非営利活動法人等の合併

(合併の認定の通知等)

第35条 法第六十三条第一項の認定又は同条第二項の認定の申請を受けた所轄庁は、直ちに、合併によって消滅する各特定非営利活動法人の事務所が所在する都道府県の知事又は指定都市の長にその旨を通知するものとする。

2 前項の規定により通知をした所轄庁は、同項の通知に係る申請に対する処分をしたときは、直ちに、その旨を同項の通知を受けた都道府県の知事又は指定都市の長に通知するものとする。

3 法第六十三条第五項において準用する法第四十九条第四項の規定による同項各号に掲げる書類の提出は、様式第六号により作成した提出書を所轄庁以外の関係知事に提出してするものとする。

4 法第六十三条第五項において準用する法第六十二条において準用する法第四十九条第四項の規定による同項各号に掲げる書類の提出は、様式第七号により作成した提出書を所轄庁以外の関係知事に提出してするものとする。

5 第四条から第二十七条までの規定は、法第六十三条第一項の認定及び同条第二項の認定について準用する。この場合において、第十条、第十一条各号、第十二条、第十三条第一号及び第二号、第二十四条並びに第二十六条中「当該申請に係る」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併により設立した」と、同条中「滞納処分」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人）の滞納処分」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この府令は、平成二十四年四月一日から施行する。

(特定非営利活動促進法施行規則等の廃止)

第2条 次に掲げる内閣府令は、廃止する。

- 一 特定非営利活動促進法施行規則（平成十年総理府令第四十三号）
- 二 特定非営利活動促進法第二十六条第三項の事務の引継ぎに関する内閣府令（平成十年総理府令第四十四号）
- 三 内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第三十一号）

(経過措置)

第3条 第三条の規定は、この府令の施行の日以後に行われた定款の変更の認証について適用し、同日前行われた定款の変更の認証については、なお従前の例による。

2 法人税法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百五十六号）附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の法人税法施行令（第四項において「旧効力法人税法施行令」という。）第七十七条第一項第二号及び第三号に掲げる法人から受け入れる寄附金がある特定非営利活動法人に係る第六条の規定の適用については、同条中「第七十七条各号」とあるのは、「第七十七条各号若しくは法人税法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百五十六号）附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の法人税法施行令第七十七条第一項第二号若しくは第三号」とする。

3 旧認定特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十号）附則第十条第四

項に規定する旧認定特定非営利活動法人をいう。第五項において同じ。) から受け入れる寄附金がある特定非営利活動法人に係る第六条の規定の適用については、同条中「認定特定非営利活動法人」とあるのは、「認定特定非営利活動法人若しくは特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十号）附則第十条第四項に規定する旧認定特定非営利活動法人」とする。

- 4 旧効力法人税法施行令第七十七条第一項第三号に掲げる法人を会員等とする特定非営利活動法人に係る第十三条第三号の規定の適用については、同号中「公益財団法人である会員等」とあるのは、「公益財団法人である会員等、法人税法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百五十六号）附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の法人税法施行令第七十七条第一項第三号に掲げる法人である会員等」とする。
- 5 旧認定特定非営利活動法人を会員等とする特定非営利活動法人に係る第十三条第三号の規定の適用については、同号中「認定特定非営利活動法人」とあるのは、「認定特定非営利活動法人若しくは特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十号）附則第十条第四項に規定する旧認定特定非営利活動法人」とする。

○ 相模原市特定非営利活動促進法施行条例（平成24年相模原市条例第7号）

（趣旨）

第1条 この条例は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第9条の規定により市長が所轄する特定非営利活動法人に関する事項について定めるものとする。

（設立の認証申請）

第2条 法第10条第1項の認証を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- （1）申請者の氏名及び住所又は居所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- （2）申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- （3）申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

2 法第10条第1項第2号ハに規定する条例で定める書面は、次に掲げる書面とする。

- （1）当該役員が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受ける者である場合にあっては、同法第12条第1項に規定する住民票の写し
- （2）当該役員が前号に該当しない者である場合にあっては、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する書面

3 前項第2号に掲げる書面が外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付しなければならない。

4 第2項各号に掲げる書面は、第1項の申請書の提出の日前6月以内に作成されたものでなければならない。

5 第2項の規定にかかわらず、市長が住民基本台帳法第30条の7第4項又は第6項の規定により都道府県知事（同法第30条の10第1項の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合にあっては、指定情報処理機関）から当該役員に係る本人確認情報の提供を受けるときは、第1項の申請書に、第2項第1号に掲げる書面を添付することを要しないものとする。

（公告及び縦覧）

第3条 法第10条第2項の規定による公告及び縦覧について必要な事項は、規則で定める。

（軽微なものに係る補正）

第4条 法第10条第3項に規定する条例で定める軽微なものは、内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとして市長が認めたものとする。

2 法第10条第3項の規定による補正は、規則で定めるところにより、補正書に補正後の申請書又は書類を添付して、市長に提出することにより行わなければならない。

（社員総会の議事録）

第5条 法第14条の9第1項の規定により社員総会の決議があったものとみなされた場合の議事録は、次に掲げる事項を記載して作成しなければならない。

- （1）社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- （2）前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- （3）社員総会の決議があったものとみなされた日
- （4）議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

（役員の変更等の届出に係る書類の提出）

第6条 第2条第2項から第5項までの規定は、法第23条第2項の規定による書類の提出について準用する。

（定款の変更の認証申請等）

第7条 特定非営利活動法人は、法第25条第3項の認証を受けようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に同条第4項に掲げる書類（所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合にあっては、法第26条第2項に掲げる書類を含む。）を添付して、市長に提出しなければならない。

- （1）特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- （2）変更の内容及び理由

2 第3条及び第4条の規定は、法第25条第5項において準用する法第10条第2項及び第3項の規定による公告、縦覧及び補正について準用する。

3 特定非営利活動法人は、法第25条第6項の規定による届出を行うときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書に同項に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- （1）特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- （2）変更の内容及び理由

（事業報告書等並びに役員名簿及び定款等の備置き）

第8条 法第28条第1項の規定による事業報告書等の備置きは、同条第3項の規定による閲覧の請求があった場合において、直ちに閲覧させることができる状態で行わなければならない。同条第2項の規定による役員名簿及び定款等の備置きについても、同様とする。

(事業報告書等の提出)

第9条 法第29条の規定による事業報告書等の提出は、毎事業年度初めの3月以内に行わなければならない。

(事業報告書等の閲覧及び謄写)

第10条 法第30条の規定により閲覧させ、又は謄写させる場合において、当該閲覧及び謄写の場所その他閲覧及び謄写について必要な事項は、規則で定める。

(事業の成功の不能による解散の認定申請)

第11条 特定非営利活動法人は、法第31条第2項の認定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に同条第3項に掲げる書面を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯
- (3) 残余財産の処分方法

(残余財産の譲渡の認証申請)

第12条 清算人は、法第32条第2項の認証を受けようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 解散した特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地
- (2) 申請者である清算人の氏名及び住所又は居所
- (3) 譲渡すべき残余財産
- (4) 残余財産の譲渡を受ける者

(合併の認証申請等)

第13条 特定非営利活動法人は、法第34条第3項の認証を受けようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に同条第4項及び第5項において準用する法第10条第1項各号に掲げる書面を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 合併しようとする各特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (3) 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の定款に記載された目的

2 第2条の規定は前項の申請書に添付する書類について、第3条及び第4条の規定は法第34条第5項において準用する法第10条第2項及び第3項の規定による公告、縦覧及び補正について準用する。

(認定の申請)

第14条 特定非営利活動法人は、法第44条第1項の認定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に同条第2項各号(同項ただし書に規定する場合にあっては、同項第2号及び第3号)に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 特定非営利活動法人の設立年月日
- (3) 現に行っている事業の概要
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(認定の公示)

第15条 法第49条第2項第5号の規定により条例で定める事項は、定款に記載された目的とする。

2 法第49条第2項(法第67条第4項において準用する場合を含む。)の規定による公示について必要な事項は、規則で定める。

(認定の有効期間の更新申請等)

第16条 認定特定非営利活動法人は、法第51条第2項の有効期間の更新を受けようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に同条第5項において準用する法第44条第2項第2号及び第3号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、これらの書類にあっては、既に市長に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

- (1) 認定特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 認定の有効期間

(3) 現に行っている事業の概要

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前条の規定は、法第51条第5項において準用する法第49条第2項の規定による公示について準用する。

(代表者の氏名の変更の届出等の公示)

第17条 第15条の規定は、法第53条第2項の規定による公示について準用する。

(認定申請書の添付書類等の備置き等)

第18条 法第54条第1項の規定による書類の備置きは、同条第5項の規定による閲覧の請求があった場合において直ちに閲覧させることができる状態で行わなければならない。同条第2項から第4項までの規定による書類の備置きについても、同様とする。

2 法第54条第3項及び第4項の規定による書類の作成は、規則で定めるところにより、行わなければならない。

(役員報酬規程等の提出)

第19条 法第55条第1項の規定による書類の提出は、毎事業年度初めの3月以内に、規則で定めるところにより、提出書に同項に掲げる書類を添付して行わなければならない。

(助成金支給書類等の提出)

第20条 法第55条第2項の規定による書類の提出は、法第54条第3項の書類については遅滞なく、同条第4項の書類については事前に(災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出が困難なときは、事後遅滞なく)行わなければならない。

(役員報酬規程等の閲覧及び謄写)

第21条 第10条の規定は、法第56条の規定による閲覧又は謄写について準用する。

(認定の失効の公示)

第22条 第15条第2項の規定は、法第57条第2項の規定による公示について準用する。

(仮認定の申請等)

第23条 特定非営利活動法人は、法第58条第1項の仮認定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に同条第2項において準用する法第44条第2項第2号及び第3号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(2) 特定非営利活動法人の設立年月日

(3) 現に行っている事業の概要

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 第15条の規定は法第62条において準用する法第49条第2項の規定による公示について、第17条において準用する第15条の規定は法第62条において準用する法第53条第2項の規定による公示について、第18条第1項の規定は法第62条において準用する法第54条第1項から第4項までの規定による書類の備置きについて、第18条第2項の規定は法第62条において準用する法第

54条第3項及び第4項の規定による書類の作成について、第19条の規定は法第62条において準用する法第55条第1項の規定による書類の提出について、第20条の規定は法第62条において準用する法第55条第2項の規定による書類の提出について、第21条において準用する第10条の規定は法第62条において準用する法第56条の規定による閲覧又は謄写について、それぞれ準用する。

(合併の認定の申請等)

第24条 法第63条第1項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は同条第2項の認定を受けようとする仮認定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に、同条第1項の認定にあっては同条第5項において準用する法第44条第2項各号に掲げる書類、法第63条第2項の認定にあっては同条第5項において準用する法第58条第2項において準用する法第44条第2項第2号及び第3号に掲げる書類を添付して、第13条第1項の申請書の提出に併せて市長に提出しなければならない。

(1) 合併しようとする各特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(2) 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(3) 合併しようとする各特定非営利活動法人の事業の概要

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 第15条の規定は法第63条第5項において準用する法第49条第2項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定による公示について、第18条第1項の規定は法第63条第5項において準用する法第54条第1項(法第62条におい

て準用する場合を含む。)の規定による書類の備置きについて、それぞれ準用する。

(勧告の公表)

第25条 法第65条第3項の規定による公表について必要な事項は、規則で定める。

(命令の公示)

第26条 第15条第2項の規定は、法第65条第6項の規定による公示について準用する。

(電磁的記録による保存)

第27条 法第75条の規定により読み替えて適用する民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号。以下「読替え後の電子文書法」という。)第3条第1項に規定する条例で定める電磁的記録の保存は、法第14条(法第39条第2項において準用する場合を含む。)、法第28条第1項及び第2項、法第35条第1項、法第54条第1項(法第62条(法第63条第5項において準用する場合を含む。))及び法第63条第5項において準用する場合を含む。)並びに法第54条第2項から第4項まで(これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。)の規定による書面の備置きとする。

2 特定非営利活動法人が、読替え後の電子文書法第3条第1項の規定により、前項に規定する書面の備置きに代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行うときは、規則で定める方法により行わなければならない。

(電磁的記録による作成)

第28条 読替え後の電子文書法第4条第1項に規定する条例で定める電磁的記録の作成は、法第14条(法第39条第2項において準用する場合を含む。)、法第28条第1項、法第35条第1項及び法第54条第2項から第4項まで(これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。)の規定による書面の作成とする。

2 特定非営利活動法人が、読替え後の電子文書法第4条第1項の規定により、前項に規定する書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行うときは、規則で定める方法により行わなければならない。

(電磁的記録による縦覧等)

第29条 読替え後の電子文書法第5条第1項に規定する条例で定める縦覧等は、法第28条第3項、法第45条第1項第5号(法第51条第5項及び法第63条第5項において準用する場合を含む。)並びに法第52条第4項及び法第54条第5項(これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。)の規定による書面の閲覧とする。

2 特定非営利活動法人が、読替え後の電子文書法第5条第1項の規定により、前項に規定する書面の閲覧に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行うときは、規則で定める方法により行わなければならない。

(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、市長が所轄する特定非営利活動法人について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条第2項に規定する書面については、平成24年7月8日までの間に同条第1項の申請書を提出する場合において、当該役員が住民基本台帳法の適用を受けない者であり、かつ、外国人登録法(昭和27年法律第125号)の適用を受ける者である場合にあつては、同法第4条第1項に規定する外国人登録原票の記載内容を証明する市町村(東京都の特別区の存する区域及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市にあつては、区)の長が発給する書面とする。

3 前項の書面は、申請の日前6月以内に作成されたものでなければならない。

4 前2項の規定による書面は、平成24年7月9日以後に第2条第1項の申請書を提出する場合においては、作成された日から起算して6月を経過する日までの間は、同条第2項第1号の書面とみなす。

5 前3項の規定は、第6条及び第13条第2項において準用する第2条第2項に規定する書面について準用する。